

2020年度
京都女子大学・リカレント教育課程
—会社法(1)—

オリエンテーション

- 授業の到達目標について
- 授業の概要・講義計画・評価方法について
 - 担当者の自己紹介・研究分野
- 本講義の意味
 - なぜ起業？
 - なぜ授業としてやるのか？

I. 会社とは

1. なぜ会社を作るのか？

A・B・Cの3人が共同でカフェの経営を始めようとしている。

カフェを経営するためには、店舗を借りて器具を備え、材料を仕入れる契約をすることが必要

but もし3人のうち誰か特定の個人が取引先と契約を交わすと、その人が何らかの事情で事業を離れることになったとき、取引先と他の共同事業者は新たに契約を締結する必要

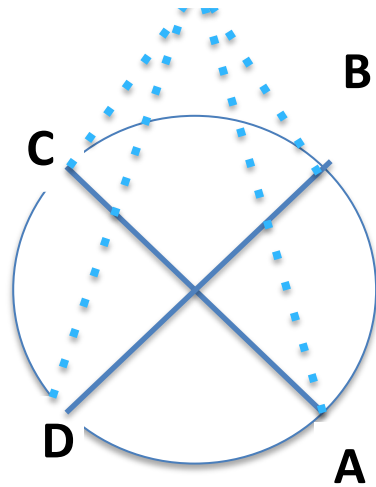
→効率的な事業運営はできず、取引先にも迷惑



特定の組織にも個人の代わりに法律上の権利義務が帰属することを認める(法人⇔自然人)

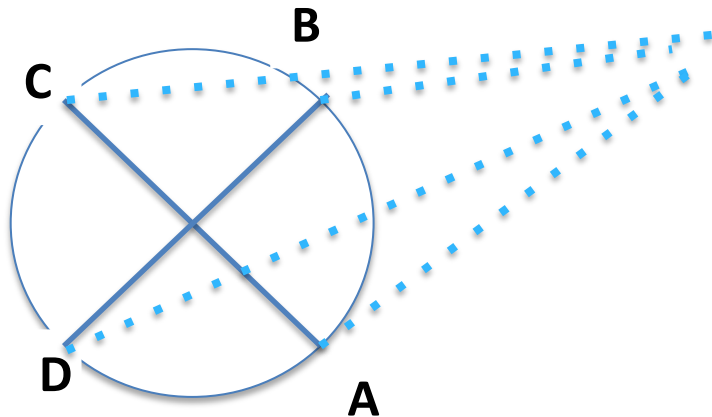
法人

取引の相手方X



組合

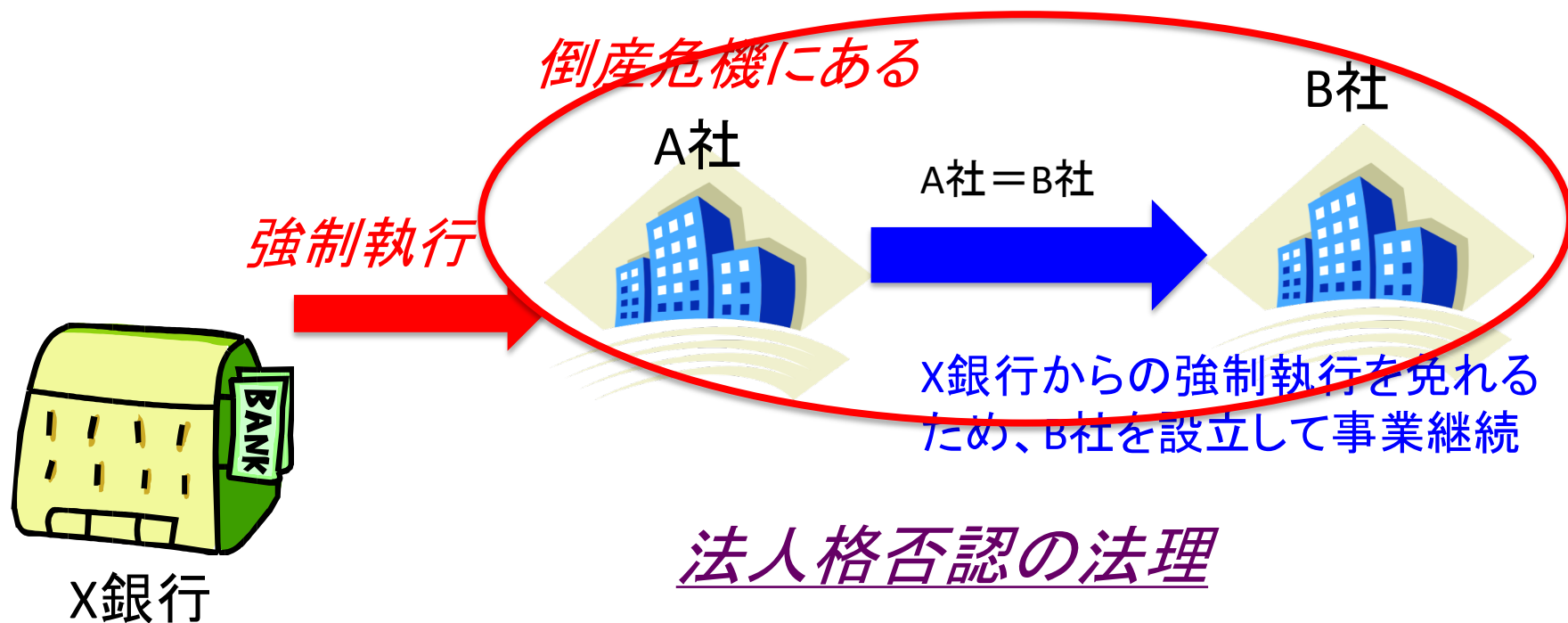
取引の相手方X



- ・内部的規律の限界
- ・対外的取引関係の煩雑さ

法人はうまく使えば社会的に有用

⇔ 望ましくない形で濫用されるおそれ



2. 会社を作る際に考えておくべきこと

(1) 想定される事態とその対応策

- 決定権(コントロール)

: 誰が事業活動のあり方・方向性を決めるのか？

- 監視・監督(チェック、モニタリング)

: 誰かが事業活動を行おうとした場合、他の人がチェックやモニタリングをする必要はないか？

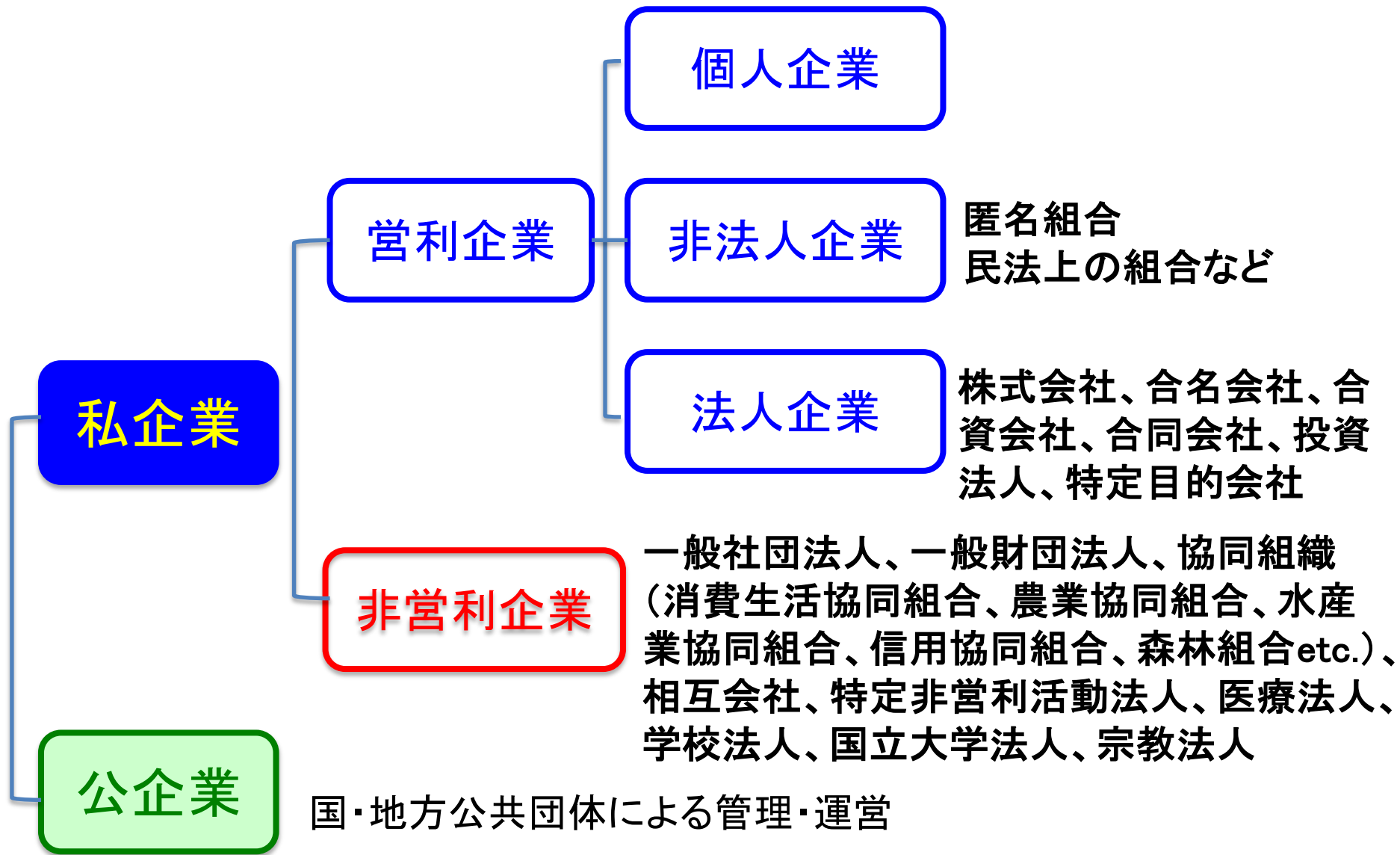
- 損益の分配・責任のリスク

: 事業が成功したときにどのように利益を分配し、反対に事業が失敗した場合にその損失をどのように分担するか？

- 投下資本の回収

: 事業がうまく行かなかつたり、事業方針をめぐる意見対立などから、もはや事業継続ができなくなったときに、すでに事業に投資したお金をどのように取り戻すことができるか？

上記4つの要素のバリエーションによって多様な企業形態を分類すれば？



(2) 会社の形態を決める 責任の種類

- 事業を行う際には資金が必要である。その資金を3人がそれぞれ100万円ずつ出資して事業を始めたとする。ところが、カフェの売上は思うようにのびず、会社の金庫にお金がなくなってしまった。しかし、原材料は仕入れてしまったので業者に対する支払が150万円残っているとする。このとき、3人がそれぞれどのような責任を負うか？

→ 選ぶ会社形態によって異なる！

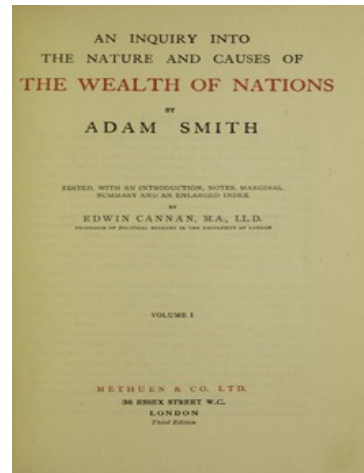
- 直接責任／間接責任 + 無限責任／有限責任

・アダム・スミス(1723～1790年)

:『**国富論**』(神の見えざる手)

→市場に任せておけば社会全体にとって最善の結果になるという考え:市場の導入→競争→望ましい状態

* 適正な競争状態の確保のために →独占禁止法



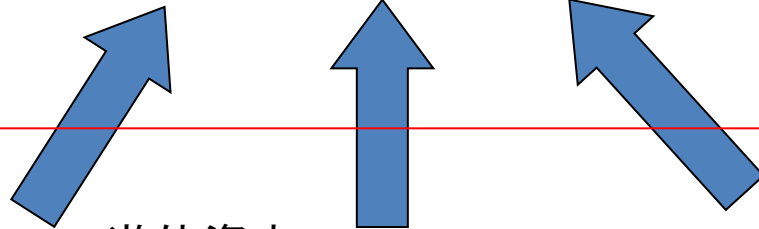
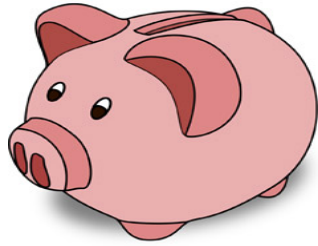
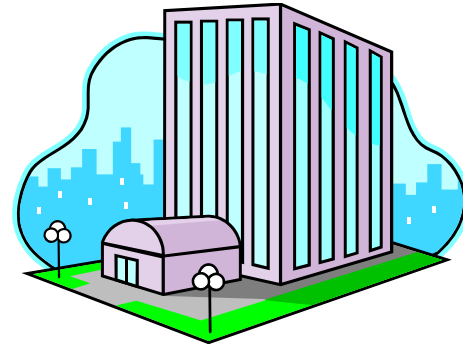
実は、『国富論』の中では、株式会社制度(会社制度)の抱える二重の無責任を指摘していた！！

二重の無責任とは？

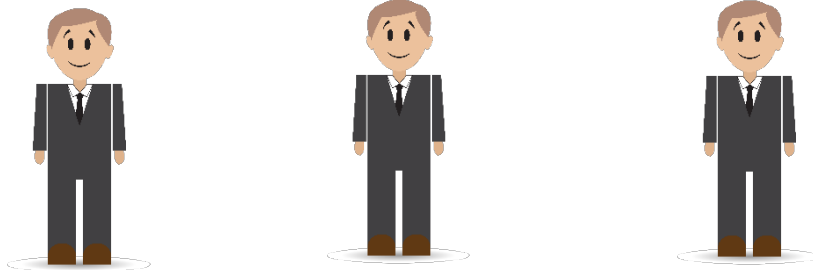
他人の財産の管理者
:取締役



事業活動



遊休資本



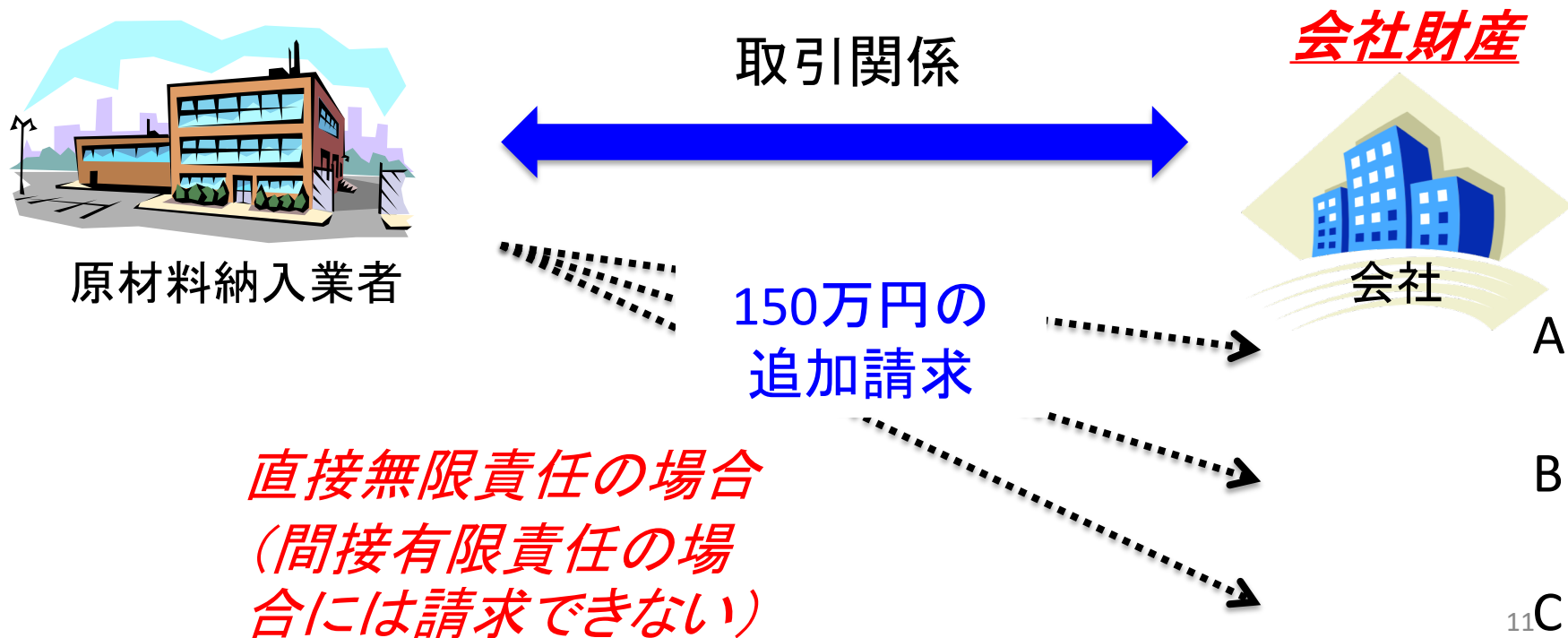
配当(利益の分配)と株価にし
か興味のない株主(出資者)

- 直接無限責任

この場合は3人がそれぞれ出資した100万円を失うほか、原材料の150万円についても連帯して納入業者に支払わなければならない。

- 間接有限責任

当初の出資金額(引受価額)である100万円は失うが、さらに連帯して150万円を支払う必要はない。債権者が事業失敗のリスクを負担



会社の形態による責任の違い

- A、B、Cの3人は法人を設立したため、納入業者の取引相手は法人

→.:本来的には、納入業者は会社の財産から支払を受けるべきであり、その社員(=出資者)は責任を負う必要はない。

but 会社の形態によっては直接責任を負う場合もある

- **株式会社**:社員(株主)が有限責任を負う(会社104)
- **合名会社**:全社員が無限責任を負う(576Ⅱ)
- **合資会社**:有限責任社員と無限責任社員の両方が混在する(576Ⅲ)
- **合同会社**:全社員が有限責任を負う(576Ⅳ)

* 合名会社・合資会社・合同会社をまとめて持分会社(575Ⅰ)

* 無限責任を負う場合の損失の分担(622)

会社の形態と業務の執行

日常的な業務のあり方や経営方針を誰が決めるのか？
取引先との契約にあたり誰が代表者になるのか？

株式会社：第三者機関制／所有と経営の分離

- 株主（出資者・社員）が株主としての立場で業務執行や対外的な取引を行うことはない。
- 株主や株主以外の者が取締役or業務執行取締役としての会社の業務を執行する（348・362 but 331 II）

持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）：自己機関制

- 原則として社員が自ら業務執行や対外的な取引を行う（590 I・599 I）

会社形態と投下資本の回収

A、B、Cの経営していたカフェにおいて、3人の間で経営方針が大きく異なってしまい、ついに1人が辞めたいと言いだした場合、いったん出資した財産(投下資本)を取り戻すことはできるか？

株式会社

- 原則として他の者の意向にかかわらず、株主としての地位(=株式)を自由に譲渡することができる(127)
- 株主は自己の所有する株式を株式市場等で売買して現金に換えれば、自分の出資した財産を回収をすることができる

持分会社

- 社員相互の信頼関係が重視され、持分の譲渡についても原則として他の社員の承諾が必要とされる(585 I)
- 会社関係の拘束からの離脱(退社:606)により持分の払戻し(611・635・636)

どの会社形態を選ぶのが良いのか？

区別の基準	持分会社			株式会社
	合名会社	合資会社	合同会社	
損失のリスク (社員の責任)	無限責任	無限責任 +有限責任	有限責任	有限責任
決定権	A・B・Cがそのまま事業を行う =所有と経営の未分離が基本			取締役として、A・B・C or 別人が行う(所有と 経営の分離)
地位(持分)の 譲渡=投下資 本の回収	他の社員の承諾を要する 有限責任社員 →合同会社と同じ		<u>業務執行権限あり</u> →他の社員の承諾 <u>業務執行権限なし</u> →業務執行社員の 承諾	原則: <u>自由譲渡</u> 例外:譲渡制限可 (2⑰)
	退社の自由・退社に伴う持分払戻請求権			
損益の分配	定款で自由に決められる			利益の分配:出資比率 に応じる
税制	法人課税(二重課税。パススルー課税は認められない)			

3. 税制のマジック

事業が順調にいき、利益が得られれば税金の支払（法人も個人も）

- 法人は共同事業者と同様に独立した課税主体となる
(法人税と所得税の二重課税の問題)
- 2006年の会社法施行時に合同会社が導入された際には、モデルとした**米国のLLC (Limited Liability Company)**と同様にパススルーが検討
- 株式会社で課税を少なくする方法
→日本の会社の8割～9割を占めるオーナー社長の会社では、親族を役員・従業員にしていることが多いことから、この場合、利益が出ても株主に配当せず、親族への給与支払によって課税所得を減らして、実施的に二重課税を回避

4. 非営利企業とは何か

非営利企業: 企業であるにもかかわらず利益の分配を目的としない

- NPO (Non-Profit Organization) 法人

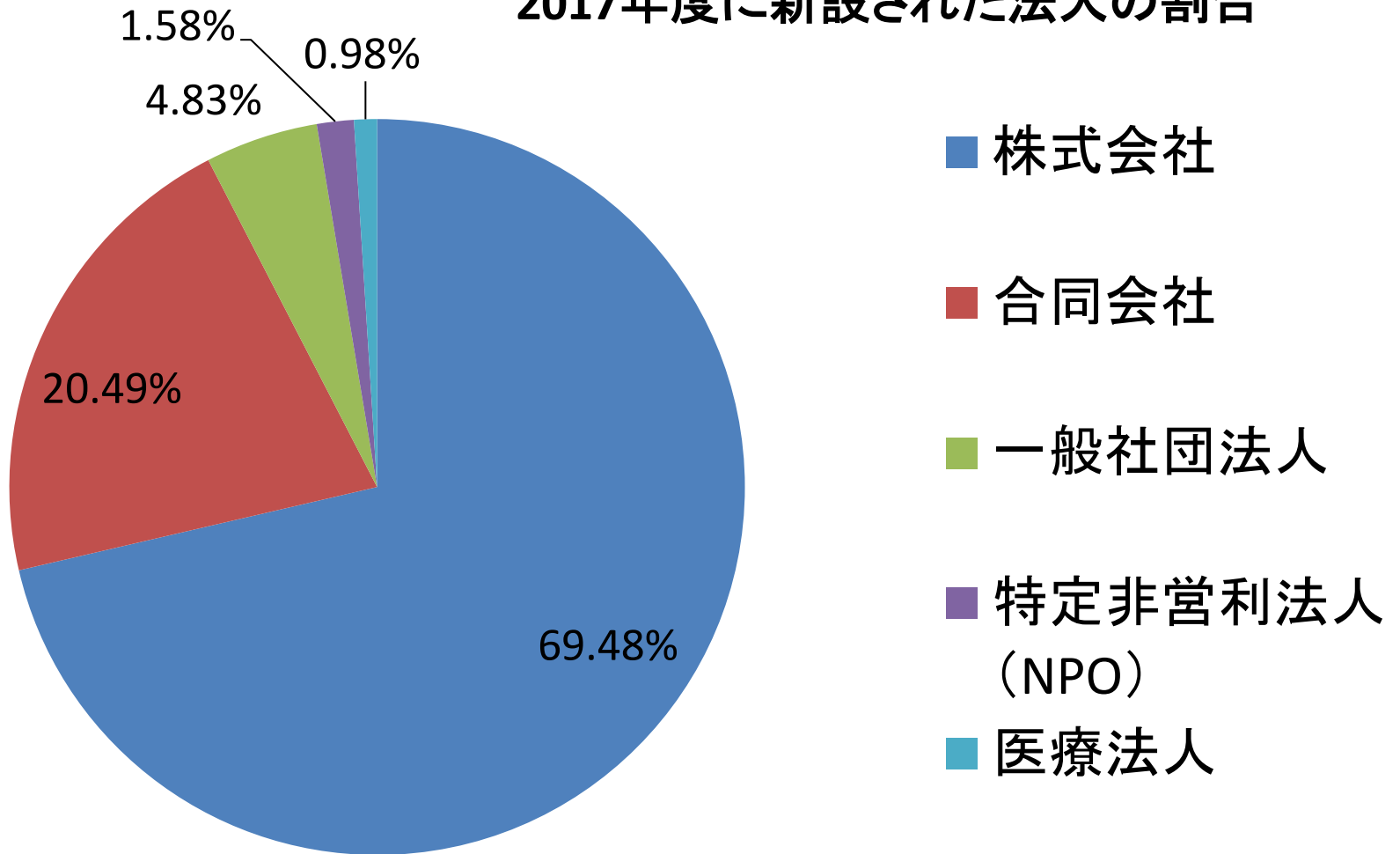
- ・社会貢献活動を行う非営利団体に法人格を付与
- ・団体が利益をあげてはならないという意味ではなく、あがってもそれを社員に分配することなく団体の活動目的を達成するための費用に充てること

- 一般社団法人

- ・公益も営利も目的としない業界団体や社会貢献組織などに法人格を付与
- ・事業活動から利益を上げることはできるが、社員にその利益を分配することは認められていない団体
 - * 一般社団法人は、NPO法人と比べて設立時に行政庁の許認可を要せず、行える事業活動に制限がなく、年度毎の活動報告の義務付けがないなど、活動の制約が少ないというメリット
 - * 法人名義の利用可や利益分配不可という点では共通

5. まとめ

2017年度に新設された法人の割合



2020年度

京都女子大学・リカレント教育課程

—会社法(2)—

「起業」をする前に知っておくべき基礎知識(1)

1 会社を辞めずに起業するか、会社を辞めて起業するか？

(1) 会社を辞めずに起業

① 会社の規程を確認

週末などを使って副業する場合

法的には問題とならないが.....

- 会社によっては、「副業」や他社の社員・役員等になることを禁止
- 自社の業務への影響、利益相反、競業の可能性など
- 相談せずに無断でやっていて解雇に至ることも

「**働き方改革**」の中で、残業をカット、給与をカットする代わりに時間外等で「副業」「兼業」可とする会社もあり

②住民税の特別徴収に注意

- 会社員の場合の住民税の徴収
会社が毎月の給与から従業員の住民税を天引き
→会社が市などに納付(住民税の**特別徴収制度**)
- 住民税の金額は、当該従業員の居住する市区町村が決定
- 会社が毎年1月～12月までの給与額を、翌年1月に市区町村に報告
- 会社による報告額＝源泉徴収票に記載された内容
→別会社への勤務や個人事業の収入＋会社の給与により会社の申告額よりも多くなる
→会社にだまって兼業・副業をしていた場合に問題
*「確定申告書の第二表」→「住民税の徴収方法の選択」→自分で納付(**普通徴収**: 抜け穴?)

(2) 会社を辞めて起業

① 預貯金等である程度の蓄えを持っておく必要

- 所得税、住民税、社会保険料など 自分自身で納付 することになるため
- 住民税や国民健康保険の金額は、前年の収入をベースに決定 される
 - たとえば昨年度まで会社員で収入があり、辞めてから収入が減ったとしても、それらの税金の金額は昨年度の収入をベースに決定される

② 家の購入や引越の場合の信用

③ クレジットカードに加入しておく？

→ 会社の実績がない + 個人の所得も少ない (信用・与信)

2 個人事業と法人のどちらを選択？

(1) メリット／デメリットを含めた比較

- 個人事業：個人事業主（「自営業」） ⇔ 法人

株式会社などの法人を設立せずに、自分で事業を行っている個人のこと ⇔ 法人を設立して事業を行う

・ 相違点

	個人事業	法人
設立費用	不要。税務署に届出のみ	登記費用（最低25万円程度）
決算期	12月31日	好きな時期に決められる
確定申告時期	3月15日	決算日より2カ月以内
社会保険	従業員が4人以内なら加入義務なし	社長一人でも加入義務あり
融資	受けにくい	受けやすい
役員住宅	なし	役員社宅を借りられる
赤字の繰越欠損	青色申告なら3年間	9年間
会計処理	比較的簡単	煩雑になり税理士が必要

(2) 個人事業主が法人にするメリットは？

- 個人で行っていた事業を法人に移行すること
「**法人成り**」(わが国は多い。なぜ?)
- **国税庁「平成27年度分会社標本調査—税務統計から見た法人企業の実態」(2015年3月)**
 - 株式会社数は？ : **247万7638社** (全法人中95.1%)
持分会社数(合名会社／合資会社／合同会社)は？
: **3875社／18,346社／49,661社**
会社以外の法人(一般社団・財団法人)数は？ : 79,332法人
- **大和総研「グラフと表で見る株式市場」(2016年2月号)**
 - 上場企業数は？
: **3654社** (わが国は上場傾向が強い。売上高上位500社の7割)
- **中小企業庁「中小企業実態基本調査(平成26年確報)」(2015年6月24日)**
 - 中小企業(個人企業、法人企業)における従業員数および売上高は？
中小企業数 : 325万8679社 (法人企業152万8950社のうち株式会社がほとんど)
個人企業 : 172万9728社 (476万9886人／25兆4444億円)
法人企業 : 152万8950社 (2305万1062人／478兆2204億円)

- 法人成りの最大のメリット：**節税効果**

経費増 ⇔ **所得税の節税**

- ・会社から自分や家族に給与を支払うことによって、会社の経費を増やして自分の所得税を節税することができる
- ・個人事業主として消費税を支払う義務が発生するタイミングで法人成りをすることで免税期間の引延し効果も

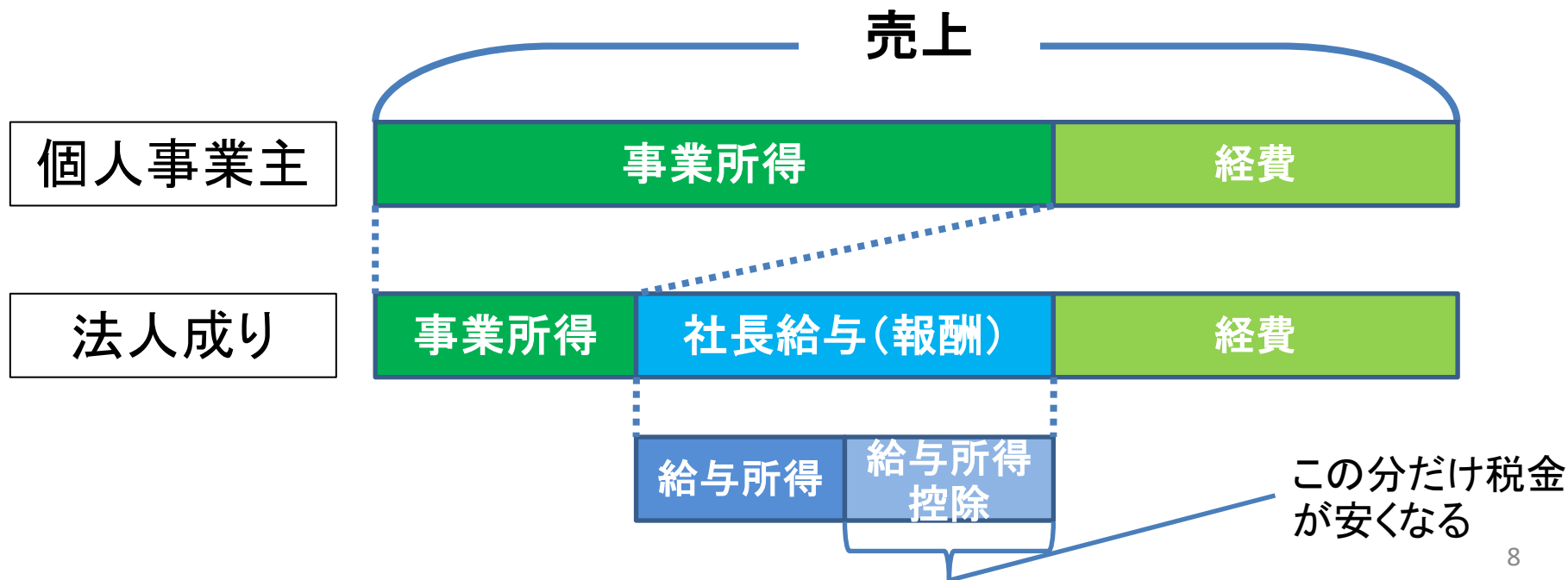
その他のメリット(類型別)

<給与関係>

①給与所得控除による節税

「給与所得控除」による「みなし経費」化

- ・社長の給与(報酬)も会社からみると経費
- ・社長は、給与額(報酬額) - 給与所得控除に所得税の課税



②家族に給与を支払える

- 青色申告をしている個人事業主
「**青色事業専従者**」(給与支払可but働き方に制限)
- 法人であれば...
- 家族をパートタイムで働かせて給与を支払う
→働き方に制限はない
- 所得税の**累進課税制度**: 一人で働いて収入を得るよりも
メリット

たとえば、

800万円の収入に課税 < 400万円×2人の収入に課税

③配偶者控除や扶養控除

- 個人事業主に適用なし
 - ⇔ 家族の給与収入を年間103万円以下にすれば適用あり(配偶者控除・扶養控除は38万円)
- 家族に給与を支払い会社の利益を減らし、社長自身も配偶者控除と扶養控除を適用して所得税を節税

④退職金の支払による優遇措置

勤続20年以下 40万円×勤続年数までの退職金(最低80万円)
勤続20年以上 800万円+70万円×(勤続年数-20万円)まで

<給与以外>

①出張手当

- 出張規程を作っておくと出張手当を支払うことができる
- 出張手当＝法人の経費 →消費税の仕入税額控除の対象にもなる

②生命保険

- 法人契約で従業員を被保険者、保険金受取人を法人にすれば保険料支払は法人経費
- 個人の場合：所得控除は最大12万円

③役員社宅

- 個人事業主の場合の自宅の家賃≠経費
- 法人の場合、家主と契約をして、それを社宅として家を貸し付ければ、家賃の50%程度が法人経費
- 家を借りるときにかかる敷金・礼金、不動産会社への仲介手数料も会社経費、火災保険も会社名義で締結できる

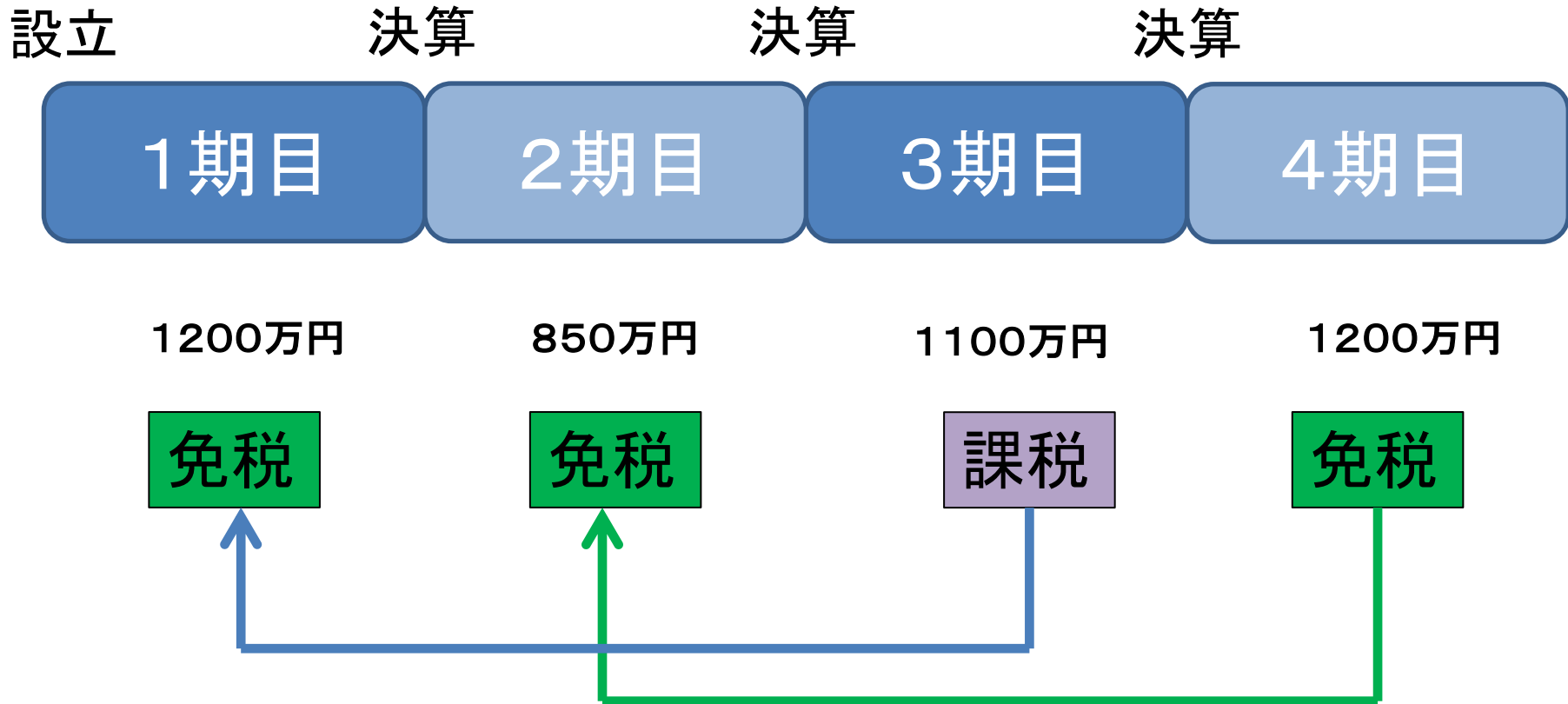
④赤字の繰り越し

- その年度の収支が赤字の場合、その赤字額を翌年度以降に繰り越すことができる
- 法人の場合は9年間 ⇔個人の場合は3年間

⑤消費税の免税

- 消費税の納税義務は2年前の売上高1000万円超or前年度上半期の売上高1000万円超
(売上高の代わりに給与の合計額で判定することも)
- 個人事業主のときの売上高が1000万円を超えて課税事業者になるタイミングで、資本金1000万円未満の会社を設立すると、免税期間が延びる

<消費税の基準期間>

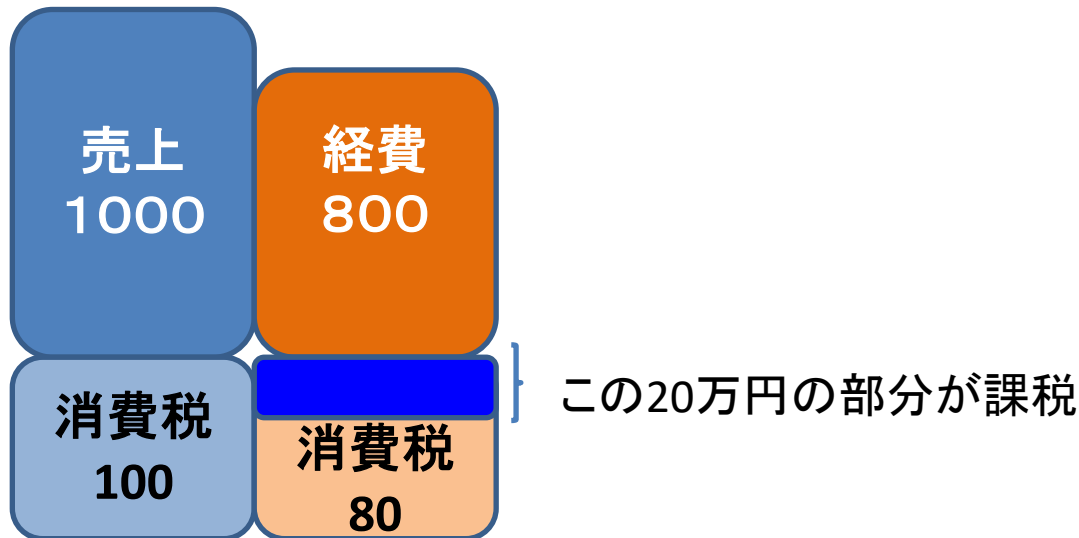


<消費税の計算について>

預かった消費税額
(売上にかかる消費税額)

支払った消費税額
(仕入等にかかる消費税額)

たとえば、売上高1000万円(税抜)で仕入等の経費等にかかった費用が800万円(税抜)であった場合、**預かった消費税額=1000万円×10%=100万円**、**支払った消費税額=800万円×10%=80万円**となり、本来的には、**100万円-80万円=20万円が支払うべき消費税額**となる。免税期間はこの部分が免税という意味



<税金以外>

①借入の際に社長が保証人になることができる

- 借主が法人、その保証人に社長等がなれる
⇔個人の場合、第三者保証

②許認可事業・新規取引に有利

- 新規の取引を始めるときに「法人」が要件とされること
- 許認可が必要な事業や公共事業などの入札でも個人では参加できない場合もある

③事業の将来性

- 採用活動や事業の継承(事業承継の問題)

④助成金

- 法人でなければ受けられない助成金の申請もある

(3) デメリット

① 法人登記費用

- 定款の作成(認証手数料)、登録免許税(+専門家への依頼):最低25万円程度の費用
 - 認証手数料5万円 + 印紙税(電子公証制度を利用すれば不要)4万円
 - 資本金の額 × 0.07(ただし最低15万円)
- 役員 of 居住地 of 移転、役員 of 在任期間 of 更新にも手数料

② 法人住民税

- 赤字であっても法人住民税の均等割(7万円程度)

③社会保険の加入義務

- 社会保険料
: 一人でも加入義務(一度加入するとやめられない)
- 個人の給与からの天引き分 + 会社負担額

④税務調査の可能性: 個人 < 法人

⑤事務負担と税理士費用(顧問報酬 + 決算報酬)

⑥法人化に伴う各種契約手数料の額

- ネットバンキング、電話、プロバイダー契約など

(4) 法人化する場合の選択肢

わが国で会社を設立する場合

- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の4つ
- ただし出資者(社員)の責任が「無限責任」となることは避けたい
- 株式会社 > 合同会社 > 合資会社 > 合名会社

「起業」をする前に知っておくべき基礎知識(2)

3 はじめに

(1) 復習

- 会社を辞めずに「起業」するか、会社を辞めて「起業」するか？
- 会社を辞めて「起業」する場合、「個人事業」or「法人」で事業を行っていくか？
- メリット：法人の場合、「**節税効果**」
- デメリット：法人の場合、時間と費用（定款、登記の手数料ほか）

- 法人で事業を行う場合の選択肢は？
- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
一般的には、株式会社を選択する例が多く、次に合同会社（10数年で飛躍的增加）
- 株式会社と合同会社は「**有限責任**」
⇔ 合名会社、合資会社には「**無限責任**」

(2)内容

- なぜ、会社を作る際に「株式会社」を選択するのか？(承前)
- 株式会社を設立する場合の基礎知識を知る

わが国の共同企業類型

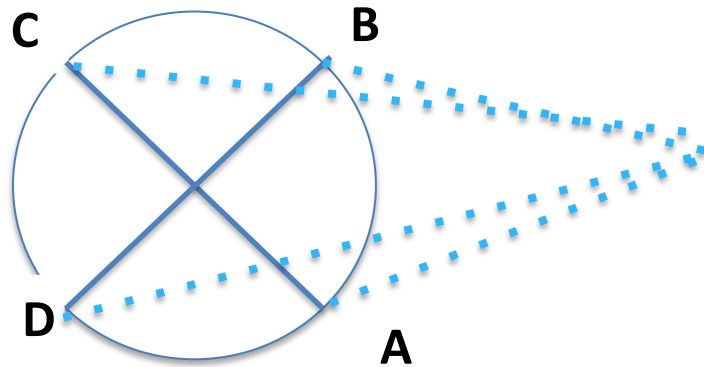
営利企業	個人企業 (個人事業)		
	共同企業 (共同事業)	非法人	匿名組合(商535～)、民法上の組合(民667～)、 投資事業有限責任組合、有限責任事業組合
		法人	株式会社(会社25～)、合名会社(会社 575～)、合資会社(会社575～)、合同会社 (会社575～)、投資法人、特定目的会社
非営利法人	一般社団法人、一般財団法人、協同組織(消費生活協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、信用協同組合、森林組合etc.)、相互会社、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、国立大学法人、宗教法人		

4 株式会社を設立する際の基礎知識

(1) 登記

- 個人事業で事業を行う ⇔ 法人で事業を行う
 - 法人は法務局に「**登記**」(登録)する必要
 - 登記により法人が新たに誕生
 - ・個人でいうところの「**出生**」→「**出生届**」に類似？
- 効果：法的には「権利・義務の帰属主体」となるという
 - どのような意味か？
 - * 権利義務の帰属主体となり得る地位 (= **権利能力**)
 - 例：事務所の賃貸借契約をする場合、事務所を借りることを決めるのは、法人の代表者であり、あるいは役員であるが、契約の名義は法人名義
 - 事務所を使用することができるのは借主の法人、賃料の支払も法人

個人の契約的結合(組合)と法人との違い



①内部的規律の限界

②対外的法律関係の煩雑さ

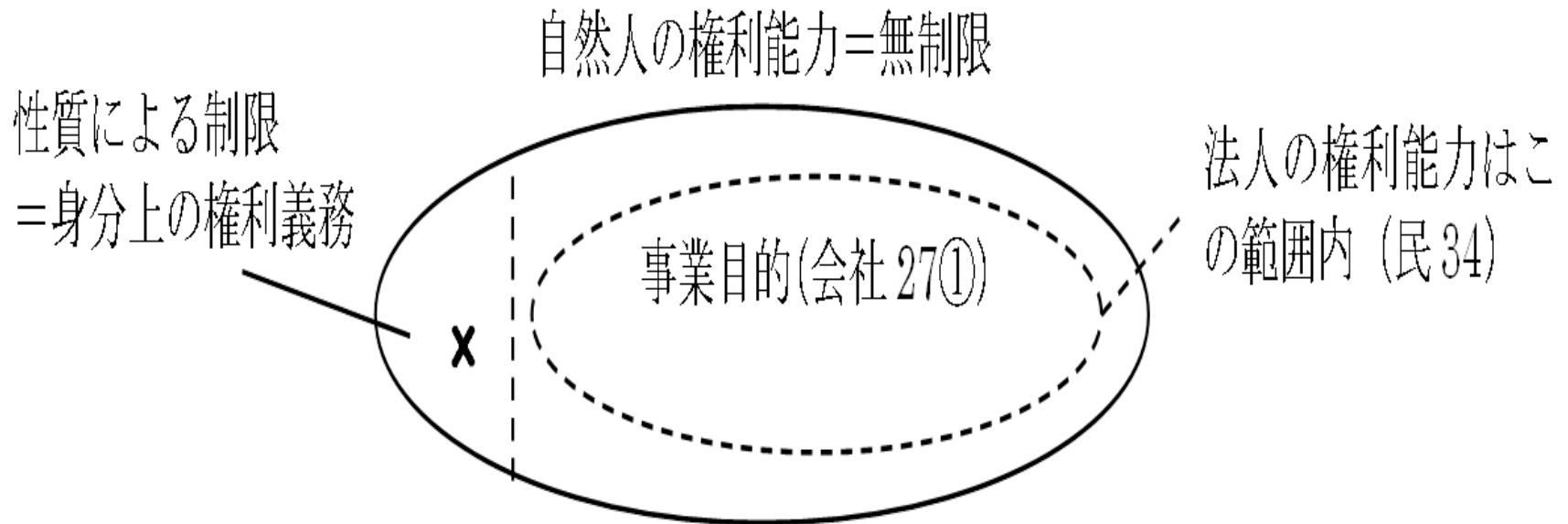
取引の相手方X

法人の個々の構成員とは別の権利能力の主体

≒契約当事者になれる



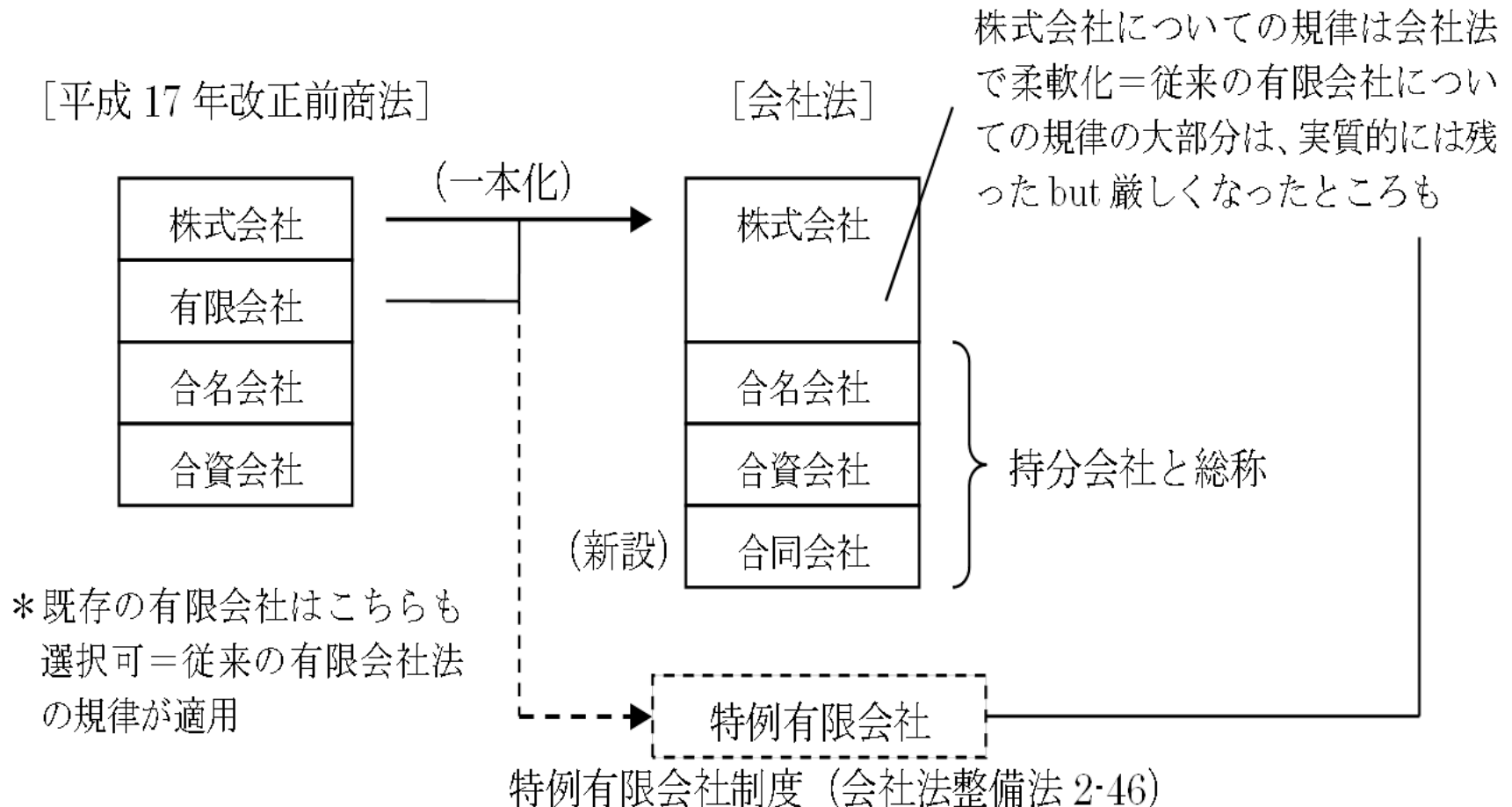
ただし・・・権利能力の範囲は？



だから、定款に定める事業目的が大事！！

株式会社は小規模事業形態でも可能

旧有限会社法の廃止→会社法へ



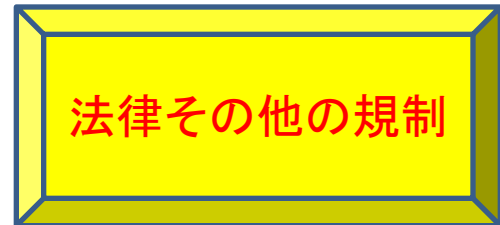
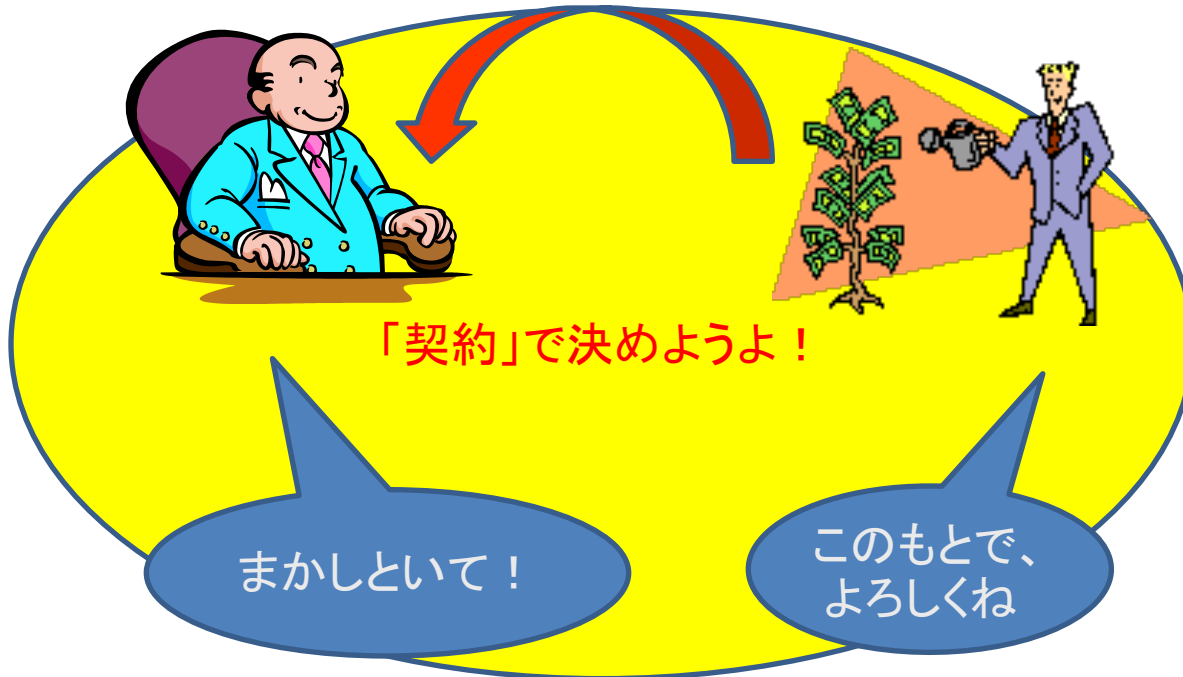
所有と経営の分離とは？ : ちょっと法律的なはなし 事業は自分で・・・ 個人企業



成功するかしない
かは、キミの頑張
り次第だ！

法律その他の規制

事業を「ヤル」人(運営する人) 事業に「ノル」人(お金の出し手)



ちよつとだけアドバイス
たとえば匿名組合

事業主の集合

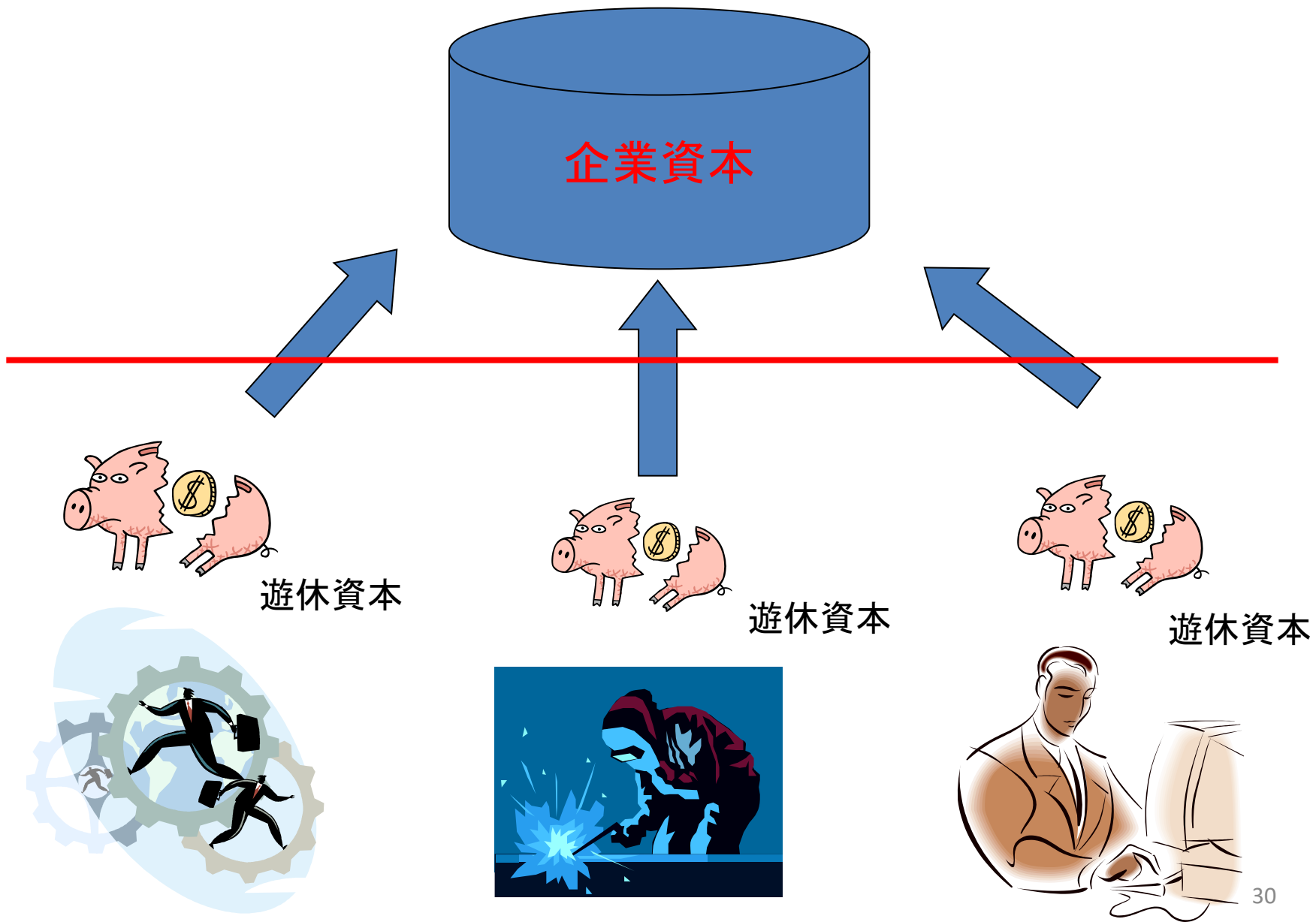


いいかげん、一つの方向に動けよ！

法律その他の規制

ちょっとだけアドバイス
全体会議、業務執行者etc

そもそも株式会社って？

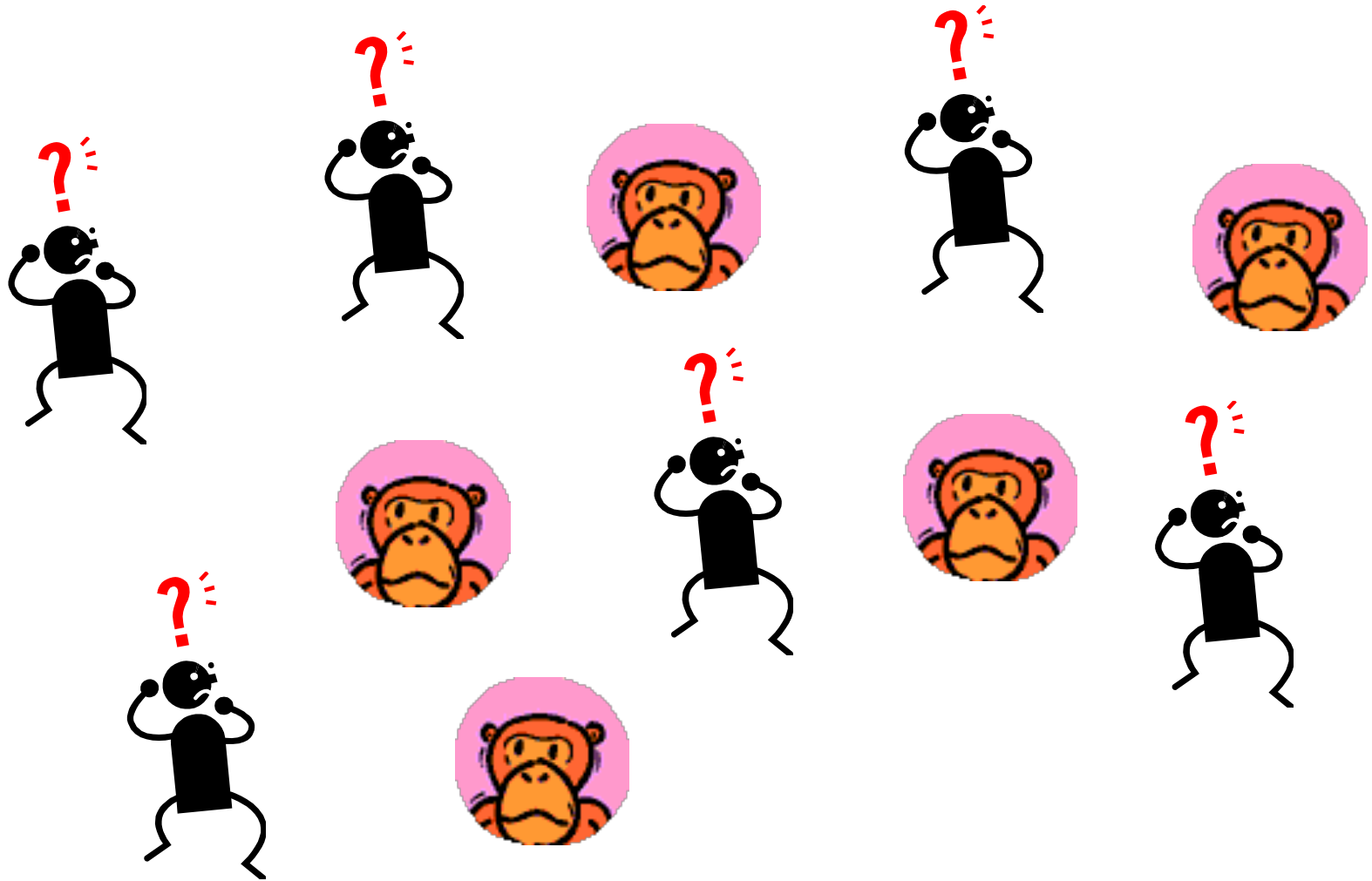


問題は...

出資者が「素人」!

近代的株式会社の生成の経緯からすると、
出資者は産業資本家ではなく、大衆投資家層。
だからこそ「遊休資本」といわれることに注意

株主がたくさん集まっても...



結局、なんにも決められない！

だったら... プロに預けちゃえ!

資金の信託



経営のプロ

経営のプロは「いい人」？

資金の信託



経営のプロ

準則主義とは？

- 株式会社を設立しようとする者の要請 → 設立の自由度が高い
 - * 特許主義や免許主義が採用されなくなった理由
 - ⇔ 会社債権者や投資者の利益を損なう可能性
- 利害関係者の利益に配慮して、規定(準則)をあらかじめ定めておいて、それを満たせば設立が認められるといったシステム
 - 「**準則主義**」

* 設立にかかる立法主義

勅許主義: 国王の勅許 (Royal Charter)

特許主義: 国の特別立法による特許 (日本銀行、公社・公団・公庫など)

許可(免許)主義: 所轄官庁の個別的な許可

認可主義: 法定の要件を具備した上で所轄官庁の認可 (学校法人、医療法人、生協・農協・健康保険組合など)

認証主義: 所轄官庁の認証 (特定非営利法人(NPO法人)・宗教法人など)

自由設立主義: 国家の関与なし

したがって、法律(会社法等)上の設立の要件を充たし、登記をすれば会社は設立することができる！！

定款の作成

公証人の認証

発起人による出資の引受け・払込み

発起設立

取締役等の選任

設立手続の調査

募集設立

その他の引受人の募集

出資の引受け・払込み

創立総会の開催

: 発起人の報告、取締役等の選任、設立手続の調査報告

設立登記＝会社の成立

会社法の規制は思ったよりも細かい！！

そこで…

(2) 会社設立のスケジュール

① 定款の作成＋認証など設立に向かう手続
営業資金の確保　＋　団体の実体形成

② 登記

③ 登記申請後の手続・各種の届出

①定款の作成・認証

- 会社は株主がお金を出し、役員が事業を運営することで発展
→複数関係者の事業への関与
- 会社に関する一定の約束事項を決めておく必要
約束事をまとめたもの「**定款**」
「定款」(と「寄付行為」)
- 定款は作成後、公証役場で**公証人の認証**を受ける必要(←法律上、必要とされる手続)

② 設立登記

- 会社を設立する際には、法務局で設立登記（もちろん無条件ではない）
- われわれ「**自然人**」でいう出生届に類似
- 会社の重要な情報の登録

③各種の届出等

● 新規設立の場合

- 会社の運営していくための諸官庁（役所）への手続
税務署、年金事務所などへの届出
- 銀行で会社名義の口座をつくる
- 登記完了後、登記事項証明書が必要

● 法人成りの場合

個人事業として活動していた人が事業を株式会社に引き継ぐこと

- 個人事業の廃業 + 会社の設立手続
- 会社の設立に関しては、新規設立の場合と同様
but 現物出資をする場合に注意

5 それぞれの主な手続を整理

(1) 窓口別

	公証 役場	法務局	市区町 村	税務署 など	年金事務所、労働基 準監督署、公共職業 安定所	金融機関
①	定款 の認 証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的の確認 ・ 商号の調査 ・ 申請書類の入手 	発起人と役員 の印鑑 証明書 の入手			出資の払込（個人の口座）
②		設立登記の 申請 ↓ 会社設立の 日				

③		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の取得 ・印鑑カードの取得 ・会社の印鑑証明書の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の健康保険資格喪失手続（年金事務所への手続後、速やかに） ・従業員の居住地ごとの別義の届 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時に必要な各種届出書の提出（設立～1ヶ月以内） ・個人事業の廃業に必要な各種届出（廃業～1ヶ月以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所へ各種届出書の提出（設立～5日以内） ・労働基準監督署への各種届出書の提出（労働者を雇い入れた日の翌日～10日以内） ・公共職業安定所への各種届出書の提出（設置した日の翌日～10日以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社名義の口座開設手続 ・資本金を会社名義の口座に振替
---	--	--	---	--	---	---

(2) 最短(1週間)で会社をつくるとしたら・・・

	発起人	会社設立時の役員
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の基本的事項を決める ・事業目的の確認<法務局> ・商号(社名)の調査<法務局など> ・印鑑証明書の取得<市町村> 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書の取得<市区町村> ・会社の印鑑の手配
2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の作成 ・収入印紙、公証人手数料の用意 ・資本金の用意 	
3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の認証<公証役場> ・資本金の払込<金融機関> ・現物出資財産の引渡し ・登記に必要な書類の作成 ・登録免許税の用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・出資に関する調査 ・登記に必要な書類の作成 ・登録免許税の用意
4日目		<ul style="list-style-type: none"> ・設立登記の申請<法務局>
5～7日目		設立登記の完了 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の取得<法務局> ・印鑑カードの取得<法務局> ・印鑑証明書の取得<法務局>
登記完了～		<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出<諸官庁> ・許認可の手続<諸官庁> ・口座開設<金融機関>

2020年度

京都女子大学・リカレント教育課程

—会社法(3)—

1 設立にかかる費用

(1) 手続きにかかる費用: 約25万円

● 株式会社の設立について最低限必要となる手続き費用

- ① 定款(会社の規則集)を認証してもらうための費用
- ② 設立登記の際の登録免許税(登記にかかる税金)
- ③ 会社の登記事項証明書(会社の基本事項が記載されている証明書)
- ④ その他: 印鑑証明書の取得費用

● 会社の設立にかかる費用の一覧

手続	窓口	項目	費用	備考
定款の 認証	公証役 場	認証手数料	5万円	電子定款の認証をした場合は、 収入印紙代は不要 定款の謄本代は 250円／枚× 枚数分 。定款の謄本は登記申 請のときに使う
		収入印紙	4万円	
		定款の謄本手 数料（5枚とした 場合）	1,250円	
設立登 記	法務局	登録免許税	15万円	資本金の額の 0.7% で、その 額が15万円に満たない場合 は一律 15万円 。
登記後 の書類	法務局	会社の登記事項 証明書（3通取 得した場合）	1,800円	登記事項証明書は 600円／通 （ただし、オンラインで取得 した場合は 500円／通 ）
		会社の印鑑証明 書（1通取得し た場合）	450円	印鑑証明書は 450円／通
その他	法務局	会社の印鑑作成 費（会社の実印 のみ）	1300円～	インターネットで手配すると 安く、印鑑自体の材質により 数万円かかるものもある。
合 計 額			24万4,800円～	

(2) 定款の認証にかかる費用について

- 紙の定款の認証にかかる費用
 - 紙の文書の形で定款を作成して認証をする場合
認証手数料(5万円)
 - + 公証人が保存する定款の原本に貼付する収入印紙代(4万円)
 - + 定款の謄本代(数千円)
- 電子文書の形で認証を受けるより費用は掛かるが、機器の購入、環境整備の手間が不要
 - * 電子文書の場合、パソコンのソフトによっては高額に(例: Adobe Acrobat9/X)

- 電子認証にすると4万円もお得？
- 事前準備が必要、作業も意外に大変
- 専門家(司法書士、行政書士等)に依頼をする場合に利用されることが多い
 - 署名押印 ⇔ 電子文書に電子署名
 - 知識・経験のない人がする場合、専門家に依頼 or 紙の定款の方が安い？
 - 公証役場での事前チェックをする点は同じ
- 電子定款に電子署名をして送信するのは、発起人全員でなくても代表者一人でも可能
(発起人のうち1人が行う場合には、他の発起人から委任状をもらう必要がある)

委任状

印

電子署名をし、
電子認証の申請
をした発起人の
住所および氏名
を正確に記入

(住所)
(氏名)

訂正があったと
きに備えて捨印
を押印（個人の
実印を押印）

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 株式会社●●●の設立に際し、別紙のとおり電磁的記録である原始定款を作成し、申請する手続に関する一切の件。
2. 電磁的記録の保存、同一の情報の提供の請求及び受領に関する一切の件
3. 復代理人選任に関する一切の件

定款作成の日から、電子定款の認証の申請をするまでの日付で記入する

平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社●●●

発起人

(住所)
(氏名)

印

電子署名・電子
認証の申請をしていない発起人の住所および氏名を正確に記入。
個人の実印を押印。

紙の定款で認証をした場合と 電子定款の認証をした場合の費用の比較

	定款の 認証費用	設立登記 の費用	書類取得 その他	合計
紙の定款 の場合	約9万円	15万円	4,800円～	24万4,800円～
電子定款 の場合	約5万円	15万円	4,800円～	20万4,800円～

2 会社の概要を決める

(1) 決めなければならないこと

- 法律上必要な事項の漏れがないように・・・
- 会社の設立:「定款の認証」+「登記」

(2) 必要事項のチェックシート

- 定款の作成に際して、自分で決めなければならないことと一般的な文言を使用すれば十分であること

3 商号に関するルール

(1) 総説

- 会社の名称(「商号」) = 個人の姓名

- 商号を決める際に実際に多いパターン

- ① 個人事業で活動していた名称をそのまま引き継ぐ

- ・ 個人事業主時代

- 「○○商店」→株式会社化:「○○株式会社」

- * そのまま引き継ぐ or まったく別の商号にしてもOK

- 個人事業主時代:「○○商店」→株式会社化:「株式会社△△商事」

- ・ 個人事業主時代に築いた取引先・顧客などに浸透している場合

②個人の姓名をつける

- 自分のキャラクターをアピールしたい場合、創業者・代表者等の姓名を商号に入れる
 - * 読み方の難しい名字は「ひらがな」化
(例) 株式会社わたなべ(=渡邊)工業
 - * 姓名の一部や縁起の良い漢字1文字を使用
(例) 社長: 凜子さん → 株式会社凜建築設計事務所
- 一般的な名字の場合、他にも同じ商号の会社が存在する可能性(→印象薄)

③業種・事業内容を入れる

- 中小企業の場合、商号を見ただけで何の事業をしているのかわかるか？
- 商号に業種や事業を入れ込む
 - 名刺などを渡したときに商号から業種を想像
 - * 例 株式会社〇〇コンサルティング
 - 株式会社〇〇自動車販売

④地名を入れる

- **地域に密着して事業を展開**

→地名を商号に(インターネットでも検索にかかりやすい)

- 京都で物件を探している人に対して...

株式会社さくら不動産 or 株式会社京都不動産

- 会社の場所がわかりやすいというケースも...

株式会社京都不動産なのに東京に会社があるとは連想しにくい

* 地域を特定したくなければ、「株式会社〇〇ジャパン」とか「株式会社ワールド〇〇」

⑤自分の好きな言葉を外国語にしたもの

- 創業者の好きな言葉や業界用語、英語やフランス語などの外国語にしたものを使用
- デザイン系、美容系の業種に多い: お洒落で洗練されたイメージ

(2) 商号を決めるときのルール

① 同一の住所で同一の商号はダメ

- まったく同じ住所で同じ商号は登記できない(会社の区別ができない)
- 同じ住所でない限り、同じ都道府県、同じ町内でもOK

京都府京都市東山区今熊野北日吉町35番 株式会社京女商事

京都府京都市東山区今熊野北日吉町30番 株式会社京女商事

→ 同じ商号だが本店住所が異なるため登記は可能。

②必ず「株式会社」を入れる

- 株式会社であることを表示するために、商号の前or後に「株式会社」の文字を挿入

「株式会社〇〇」(前株:まえかぶ)

「〇〇株式会社」(後株:うしろかぶ)

* 前株と後株は「株式会社」の位置が異なるため同一商号とはみなされない

- 株式会社であるにもかかわらず「〇〇合同会社」はダメ(登記できない)
- 「株式会社」→「K. K.」「Co.,Ltd.」もダメ

③支店、部署など会社の一部門を商号に入れることはできない

「〇〇東京支店株式会社」「〇〇法務部株式会社」

④公序良俗に反する商号は使用できない

・道徳に反する言葉やわいせつな言葉は使用できない

「株式会社盗品売買」「詐欺請負株式会社」

⑤一定の業種において必ず使用しなければならない文字

・銀行、信託銀行、保険会社などは法律上、その業種を表す文字を商号中に使用

・それらの業種でない会社が用いることは不可

⑥使用できる文字

• 使用できる文字等

漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字（大文字・小文字）、アラビア数字（算用数字）

• 一定の符号（「&」「・」「.」「—」「'」「,」）

* 符号は、字句を区切る際にのみ使用できる（商号の先頭・末尾）

* ピリオドは、直前にローマ字を用いた場合には「省略」の意味

* ローマ字を用いて複数の単語を標記する場合にのみスペースも使用できる

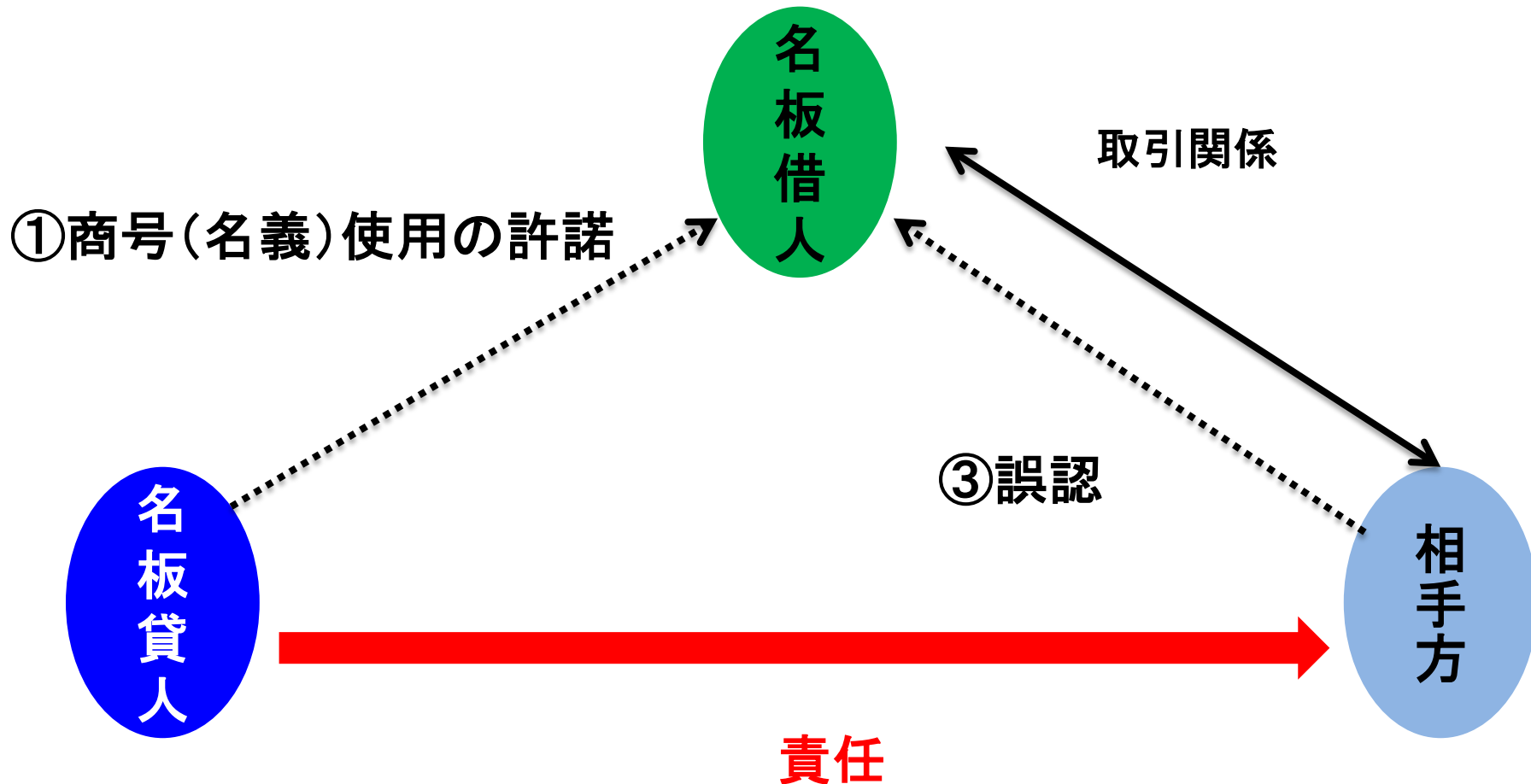
- 使用できない文字

「?」「!」「@」などの前記以外の符号

「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・」などのローマ数字

<注意すべき問題> 商号の名板貸

②営業・事業を行うことの許諾



(3) 商号の調査

①インターネットや電話帳で検索 → 正確性は微妙？
インターネットで予定している商号を検索(全国規模)
電話帳を利用してチェック(本店所在地近辺で同じ商号の会社がないか)

②本店所在地を管轄する法務局にいき、商号を調査
コンピューターを置いている場合
・法務局に行けば、「商号調査簿」を調べることができる
・商号そのもののほかにキーワードで検索

コンピューターを置いていない場合

- ・「閲覧申請書」の記入
- * 法務局の管轄する区域内についての調査しかできない、窓口に行く必要が難点

会社法人用

登記事項要約書交付

申請書

関 覧

窓口に来られた人 (申請人)	住所	収入印紙欄
	フリガナ 氏名	
商号・名称 (会社等の名称)		収入 印紙
本店・主たる事務所 (会社等の住所)		収入 印紙
会社法人等番号		
*該当事項の□に✓印をつけて下さい。		
要 約 書	<input type="checkbox"/> 会社法人	*商号・名称区及び会社・法人状態区 はどの請求にも表示されます。 *請求できる区の数に上記のほか3個 までです。 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支配人・代理人区 <input type="checkbox"/> 支店・従たる事務所区 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 会社法人以外	<input type="checkbox"/> 商号登記簿 <input type="checkbox"/> その他 ()
関 覧	<input type="checkbox"/> 商号調査簿 (無料) <input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 閉鎖登記簿 (年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 申請書 (年 月 日受付第 号) 利害関係:	
交付通数	交付枚数	手数料
		受付・交付年月日

③インターネットで「登記情報提供サービス」を利用してキーワード検索

- 登記情報をインターネットにより検索できる有料サービス（キーワード検索のみは無料）
- 正確な情報＋本店所在地の隣接地域も検索できるなど便利

④これからつくる会社と同じ住所・商号の会社の「登記事項証明書」を法務局窓口で取得

→ 取得できなければ、そのような会社は存在しないことを意味

(4) 登記はできるけど使用できない商号？

どのような商号を用いるかは原則として自由

but ある会社の商号とまったく同じ商号を自由に用いることができるとするれば・・・

社会は混乱、会社の信用が傷つけられる



他人と同じ or 似た商号を用いることは？

①不正競争防止法により使用できない場合

- 「著名表示冒用行為」

:他人の著名な商号と同一もしくは類似の商号の利用

- 「混同惹起行為」

:著名とまではいえなくても、一定の地域において需要者間に広く認識されている商号と同一もしくは類似の商号を使用するなどして、他人の商品や営業と混同

→商号の使用の差止めor損害賠償

* 他人と「同一」または「類似」の商号に注意

②他社の商標は商号として使用できない？

- 商号 ⇔ 商標

商標は「自社の商品・サービスを他社商品などと区別するために、その商品などに使用するマーク」

* 文字だけでなく、図形、記号、立体的なもの

- 「**商標権**」: 会社がその商標を**独占的に使用**できる権利
→特許庁に商標登録



すでに商標登録がなされている他社の商品、サービスなどと同じ、類似の商号を用いて営業を行うと(例えば自社の製品に表示するなど)、結果として他社の商標権を侵害したことになり、損害賠償or差止め(→特許情報プラットフォーム)

5 発起人について

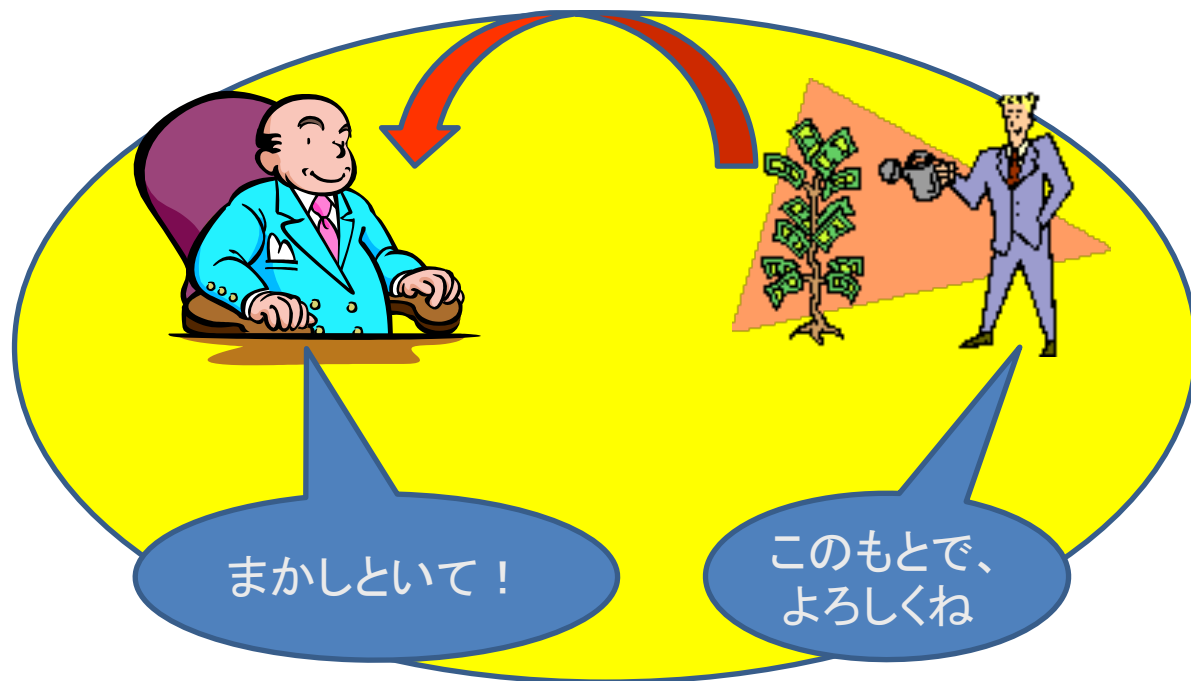
(1) 総説

- 株式会社には

:「お金を出す人」と「会社の運営をする人」が必要

事業を「ヤル」人(運営する人)

事業に「ノル」人(お金の出し手)



・前者＝「**発起人**」、後者＝「**役員**」(取締役、代表取締役、監査役など)

・会社法では、①一株の引受け＋②定款で発起人として、住所・氏名を記載して署名した者

* 法的には、①②の要件を充たしていない者は、「設立事務」に従事していても発起人ではない。

・会社の名称、本店住所などの会社の概要を決め、定款の作成・組織形成・登記を担う

● 会社の運営をする人

- ・ 会社の運営をする人を総称して「役員」

- ・ 役員 = 「取締役」「代表取締役」「監査役」

- ・ 会社の経営の意思決定・実行行為（あわせて業務執行：取締役or代表取締役）、監督（取締役＋監査役）、監査（監査役）

* 発起人と役員は同じ人でも別の人でも構わない

役員と発起人が別々の者になり得るのは、多くの場合、多数の出資者(株主)のいる大規模・公開型の会社だけ？

資金の信託



経営のプロ

(2) 発起人

定款の作成

公証人の認証

発起人による出資の引受け・払込み

発起設立

取締役等の選任

設立手続の調査

募集設立

その他の引受人の募集

出資の引受け・払込み

創立総会の開催

: 発起人の報告、取締役等の選任、設立手続の調査報告

設立登記＝会社の成立

- 株式会社を設立する方法:「発起設立」と「募集設立」
 - 中小企業の多くは前者を選択
 - 「発起設立」: 家族や友人・知人などの身近な者のみがお金を出し、それらの者たちのみで会社を設立する方法(手続きが容易・費用も安い⇔募集設立)
- 発起人は何名必要か？
 - 発起人の員数に制限はなく、一人でもOK
 - 発起人の人数が多い方が個々人の費用負担は軽減
⇔ 人数が少ない方が効率的な経営
 - * 「一人会社」を利用する会社が増えている理由

● 発起人の資格(なれる人／なれない人)？

・ 発起人の資格制限はない

・ 個人はもちろん、会社等の法人、法定代理人の同意を得た未成年者など

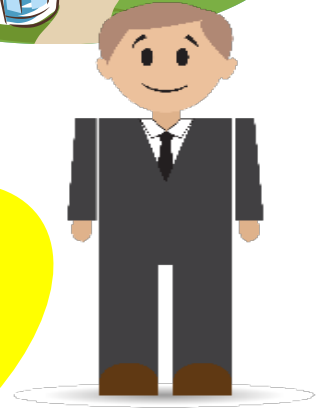
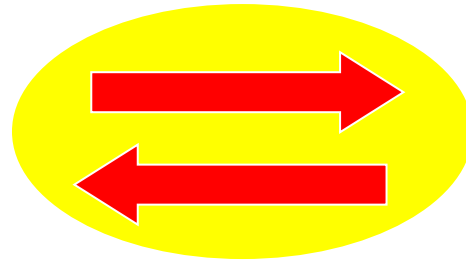
* 「法定代理人」とは？

法定代理とは？

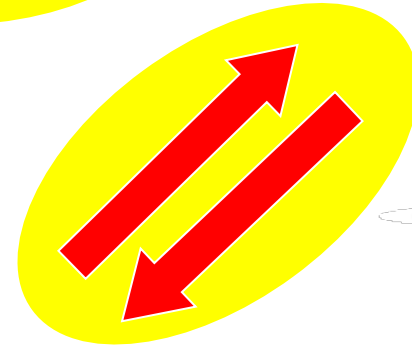
未成年者



本人



成年被後見人



法定代理人／
成年後見人

● 発起人の職務(仕事)

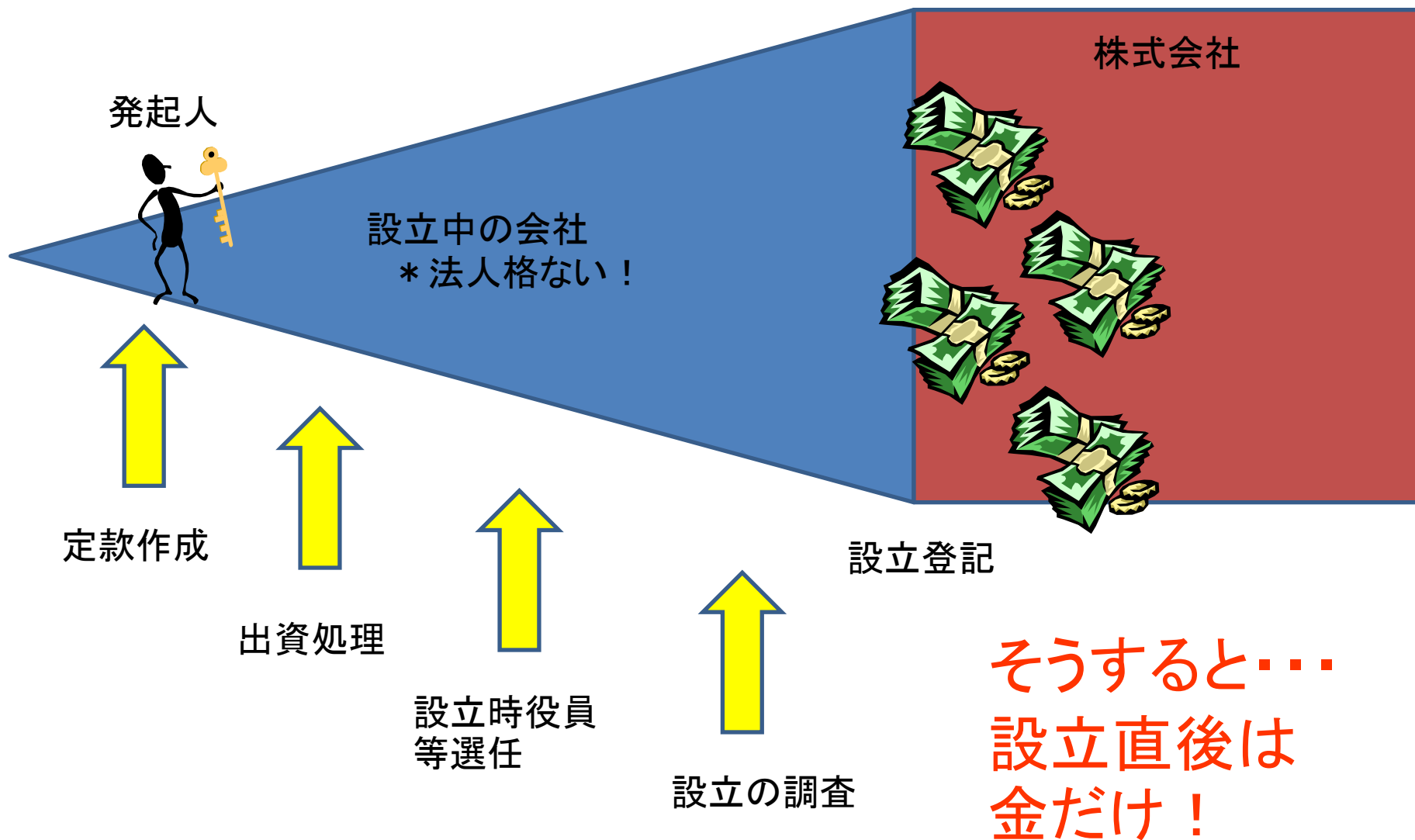
① 会社の概要を決定

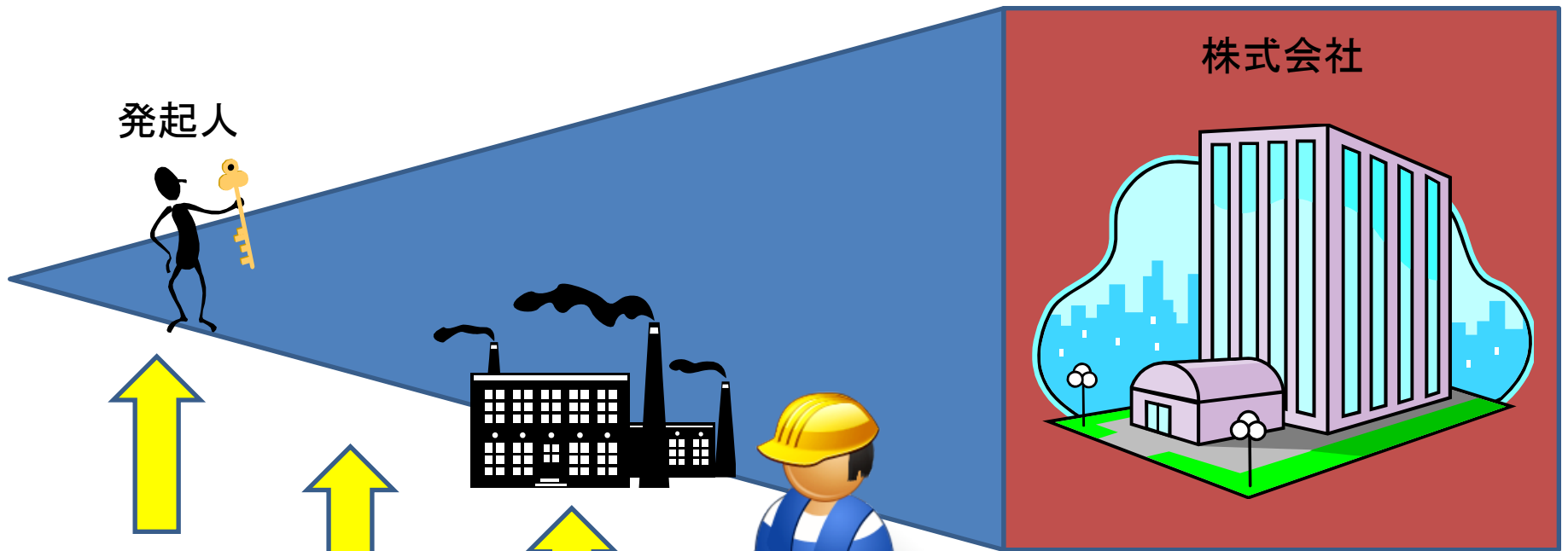
② 定款の作成

③ 資本金の振込などの出資を行うこと

④ 会社設立に必要な開業準備行為などを行うこと

株式会社の設立手順との関係





株式会社

発起人

定款作成

出資処理
設立時役員
等選任

工場の調達

従業員
雇用

設立登記

やっとまともに
営業活動がで
きるね。

6 役員について

(1) 役員の意味

- 取締役の員数

- 取締役は最低1名

(取締役会設置会社の場合には、3名以上)

- 取締役とは？

会社の経営を行い、かつ会社を実際に動かしていく
役割

- 株式会社の必要機関

*「機関」とは？

ところで…

大学も法人！！

- 京都女子大学

＝学校法人京都女子学園が設置している私立大学

- 錦華殿、図書館、A校舎などの建物や土地

学校法人京都女子学園自身ではない

学校法人京都女子学園が、そのような建物や土地を所有している

- みなさんが教育サービスを受ける契約（**在学契約**）

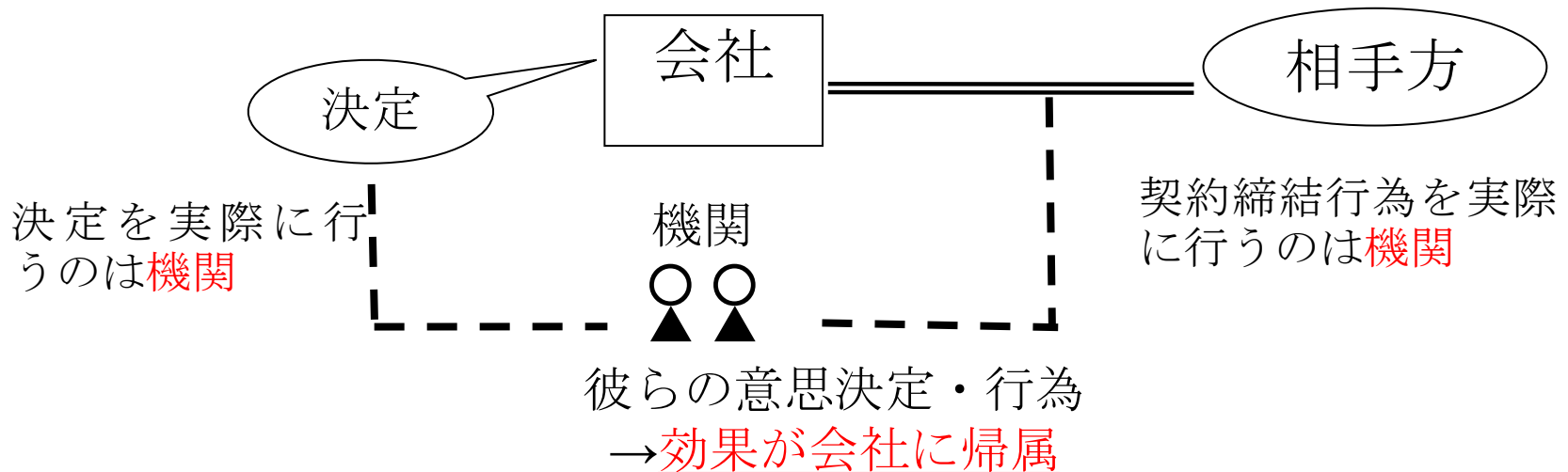
＝みなさんと京都女子学園の間の契約

（学校法人京都女子学園が契約当事者）

機関とは？

- 会社は法人であるとはいっても、自らの意思を有し行為をすることはできない
- 一定の自然人の会議体のする意思決定および一定の自然人の行為を会社の意思決定や行為とする必要
- このような自然人または会議体を、会社の「**機関**」

法人＝権利義務の主体



● 取締役の資格(なれる人／なれない人)？

・会社法331条1項

次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に
取り扱われている者

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律...の
規定に違反し、又は金融商品取引法.....の罪、民事再生法.....の罪、外
国倒産処理手続の承認援助に関する法律.....の罪、会社更生法.....の罪
若しくは破産法.....の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は
その執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上
の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
くなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

①法人(:株式会社も含む)

②未成年者以外の制限行為能力者(:成年被後見人又は被保佐人)

③会社法・金融商品取引法・破産法等の罪を犯した者

④その他の法律上の罪により禁固以上の刑に処せられた者

取締役の資格に関する注意点

- 未成年者については注意が必要
 - ・法定代理人の同意があれば取締役になることができる
 - ・物事を判断していく意思能力は必要
- 外国人
 - ・外国人も取締役になることはできる→取締役全員が外国人でも可
ただし・・・外国に居住or外国人の場合は印鑑証明書を取得できない
→書類にサインをして印鑑証明書の代わりにその国の官庁や役所で、
サインについての証明or公証人に「宣誓供述書」の作成を依頼
 - ・日本国内で営業活動をすることを想定すると...
- 自己破産をした人は？
 - ・中小企業における成り手不足から自己破産をした者でも取締役になれる
 - ・取締役の在職中に自己破産をした場合には、「委任契約」の終任事由

(2) 取締役の職務(仕事)

● 設立時取締役の仕事

: 設立前のため、会社経営をするわけではない

● 出資などに関する調査

① 現物出資財産について定款に記載又は記録された金額の妥当性

→ 検査役の調査or弁護士、税理士等の証明

② 出資が十分になされたか

③ 株式会社の設立手続が法令・定款に違反していないか

⇔ 準則主義

● 設立時の代表取締役の選任

- 取締役の選び方

- 理念上は経営のプロ(株主=素人): 所有と経営の分離

- 中小企業では、株主=取締役

- : 所有と経営の一致(オーナー経営)

- 代表取締役が会社を代表する

- 一般には「社長」などの名称が付されるが、代表権とは別

- 「社長」などの名称は会社内の職位、代表取締役は法律上の名称(対内・外の代理権の有無)

- 共同代表も可能だが...

- 取締役会の設置は**任意**
- 「取締役会」
 - : 取締役3名以上からなる会社の**業務執行の意思決定機関**
- 取締役会の設置: 取締役会 (**業務執行の決定**)
 - 代表取締役・業務執行取締役 (**実行行為**)

* 取締役会を設置している会社と設置していない会社の比較

	非設置会社	設置会社
取締役の人数	1名以上	3名以上
業務執行の決定	取締役の過半数	取締役会で決議
業務執行の実行	各取締役	代表取締役or業務執行取締役
株主総会の権限	万能機関	法令or定款に定めた事項のみ
代表取締役	取締役全員に代表権	取締役会で、必ず1名以上を選定
監査役設置の有無	任意	必須

* 設置のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">◆ 機動性がある<ul style="list-style-type: none">・ 会社法（or定款）で定められた事項については、株主総会で決議することなく取締役会のみで決めて、迅速に対応できる・ 会社の規模に比べて株主数が多い場合◆ 対外的信用度<ul style="list-style-type: none">相応の規模の会社として対外的信用度◆ 牽制機能<ul style="list-style-type: none">ワンマン経営・独断での経営を防止	<ul style="list-style-type: none">◆ 役員を引き受ける一定の人員の確保◆ 役員報酬の支払などのコスト面◆ 株主の権限が弱い◆ 取締役会を実質的に機能させることの困難◆ 株主総会の招集手続など◆ 取締役会議事録の作成・保管義務など◆ 取締役会の定期的開催

(3) 役員任期

- 取締役の任期は原則として2年

取締役を選任されてから2年以内に終了する最後の事業年度に関する株主総会まで

- 監査役の任期は原則として4年

→なぜ取締役とは異なる任期なのか？

* 譲渡制限会社では任期は10年まで伸長できる

7 複数のメンバーで会社を設立する場合の注意点と任期

(1) 総説

- 友人同士or仲間内で会社を設立

→相互の強みを活かしつつ、負担を分担して会社経営をできるというメリット

but 経営を続けていく中で、互いの方針や理念が食い違う可能性があり「袂を分かつ」リスクもある

(2) 出資比率による注意点

- 友人と二人で会社を設立し、互いに半分ずつ資本金を出し合った(持株比率50%)

→ 株式会社では、資本金を出す割合(=持株比率)が多いほど権限が強い

持株比率が3分の2以上であれば会社内のほぼ全ての事項を決定できる

but 持株比率50%ずつだと双方とも過半数を有していないため、経営が膠着化

(3) 任期に関わる問題

- 役員を変更する場合の法務局への登記申請の費用や手間を考えると...
- 役員の任期は長い方が良い？
- 共同経営で互いに意見が食い違う可能性があることも考慮すると、短い方が良い？
- 任期途中の解任もできる
ただし「**正当な理由**」がある場合でない限り問題となることも多い

会社法339条1項

「役員及び会計監査人は、いつでも、**株主総会の決議によって解任することができる。**」

2項「前項の規定により解任された者は、その解任について**正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。**」

(4) 役員就任に伴う責任

2020年度
京都女子大学・リカレント教育課程
—会社法(4)—

1 はじめに

- 会社法の施行(2005年)により**資本金1円**でも会社設立が可能に
- 従前は、株式会社1000万円、有限会社300万円の資本金
- 現在は、株式会社に一本化され、純資産の額が300万円未満の場合、配当できないだけ
- 従来は・・・

株式会社:信用度高い ⇔ 個人事業主:信用度低い

- 1円会社の設立が可能になったことで...
- 株式会社：信用度高い⇔個人事業主：信用度低いという構図が成立しなくなった
- 株式会社というだけでは当然に社会的に信用が得られなくなった

→ 資本金の額をいくらにしたら良いのか？

- ① 税金面から考える
- ② 運転資金面から考える
- ③ 借入れ・融資面から考える
- ④ 許認可面から考える
- ⑤ 決算書の観点から考える
- ⑥ 信用面から考える

2 資本金の決め方・資金の調達方法①

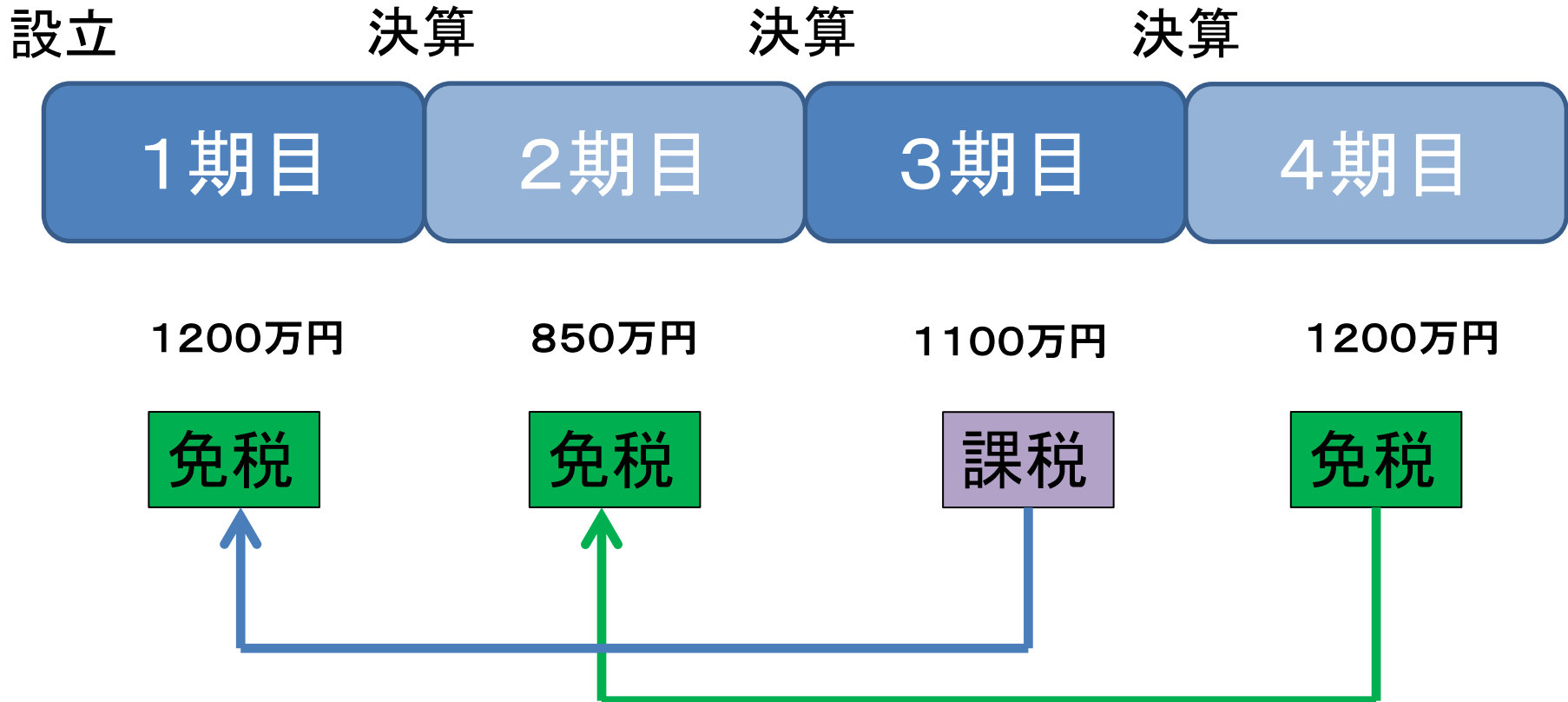
—上記のポイントにそって資本金の額を考える

(1)税金面から考える

(ア)消費税

- 資本金の額によって消費税の課税開始時期が変わる
- 資本金1000万円未満で会社を設立した場合：設立後2年間は消費税の免除
- 預かった消費税額(売上にかかる消費税額)
 - 支払った消費税額(仕入等にかかる消費税額)
- * 資本金の額が**1000万円以上**だと免除の適用はない
- * 資本金の額に関わらず1年目に多額の設備投資を行うなど、預かった消費税よりも支払った消費税の方が多い場合、その多く支払った分について**還付してもらえ**る**手続あり**

<消費税の基準期間>



<消費税の計算について>

預かった消費税額
(売上にかかる消費税額)

支払った消費税額
(仕入等にかかる消費税額)

たとえば、売上高1000万円(税抜)で仕入等の経費等にかかった費用が800万円(税抜)であった場合、**預かった消費税額 = 1000万円 × 10% = 100万円**、**支払った消費税額 = 800万円 × 10% = 80万円**となり、本来的には、**100万円 - 80万円 = 20万円**が支払うべき消費税額となる。免税期間はこの部分が免税という意味



この20万円の部分が免税

(イ) 法人住民税の均等割

- 会社が赤字でも毎年納めなくてはならない税金として「**法人住民税の均等割**」
→ 資本金の額によって税金が変わってくる

従業員が50人の場合・・・

資本金1000万円以下であれば7万円

資本金1000万円超であれば18万円

(2) 運転資金面から考える

- 資本金は設立後、事業を運営していく上での元手となる
- 会社設立時は一度銀行に預ける
 - but* 資本金はいったん預けた後、自由に開業資金や運転資金に回すことができる
 - ∴ 会社の資本金がある程度あればその資本金を必要経費に充てることができる
 - ⇔ 資本金がない／少ないと、会社設立直後は取引先からの入金すらないのが通常なので、会社の経費で物品の購入をできない(他にも商品の仕入代金・家賃の支払い・備品の購入・広告宣伝費・人件費の支払いなど様々な支払いが先行しがち)
- 業種によって違いはあるがどの程度あれば良いか？
- 初期費用＋設立時から3～6ヶ月程度の経費
- 運転資金＝必要経費を資本金？

(3) 借入れ・融資面から考える

- 会社設立の際に、開業資金の全額を借り入れることは一般的には厳しい
 - **融資担当者は、まず資本金を見る！！**
 - 資本金1円会社の設立が認められているので資本金はあまり意味がないのでは？
 - わが国の慣例として未だに資本金を信用の一つとして見ている
- 資本金が1円だったら融資担当者からすると、運転資金が少なく、事業を安定的に運営できるのかが懸念材料となる
- 日本政策金融公庫の**新創業融資制度**では、**自己資金の2倍までの金額**しか申込みができない。

(4) 許認可面から考える(表1を参照)

- 業種によっては許認可の条件としての資本金の額が決められている場合がある

例) 建設業(一般)許可: 自己資金500万円以上

(5) 決算書の観点から考える

- 会社は事業年度ごとに決算書を作成

→ 資本金があまりに少ないと赤字を少しでも出したらすぐに債務超過(経営破綻状態)になる

(資本金が50万円で1期目の利益がマイナス100万円だった場合50万円の債務超過)

→ 融資の場合も焦げ付きの可能性があるので難しい
(資本金をそれなりの額にしておけば当面の運転資金を見込んで債務超過の状態を回避できる)

(6) 信用面から考える

- 資本金の額: 会社の規模や信用力を見るための指標
- 会社の設立(登記)をすれば「登記事項証明書(登記簿謄本)」に記載され、だれでも見ることができる
 - 会社の本店の所在地、役員の氏名、事業目的、資本金の額、代表者の住所などが記載されている。これから新規取引を開始する際には、謄本を取得し、相手がどのような会社かを調査することも少なくない。

資本金の決め方(まとめ)

初期費用 + (1ヶ月に必要な運転資金 × 3~6ヶ月)

初期費用

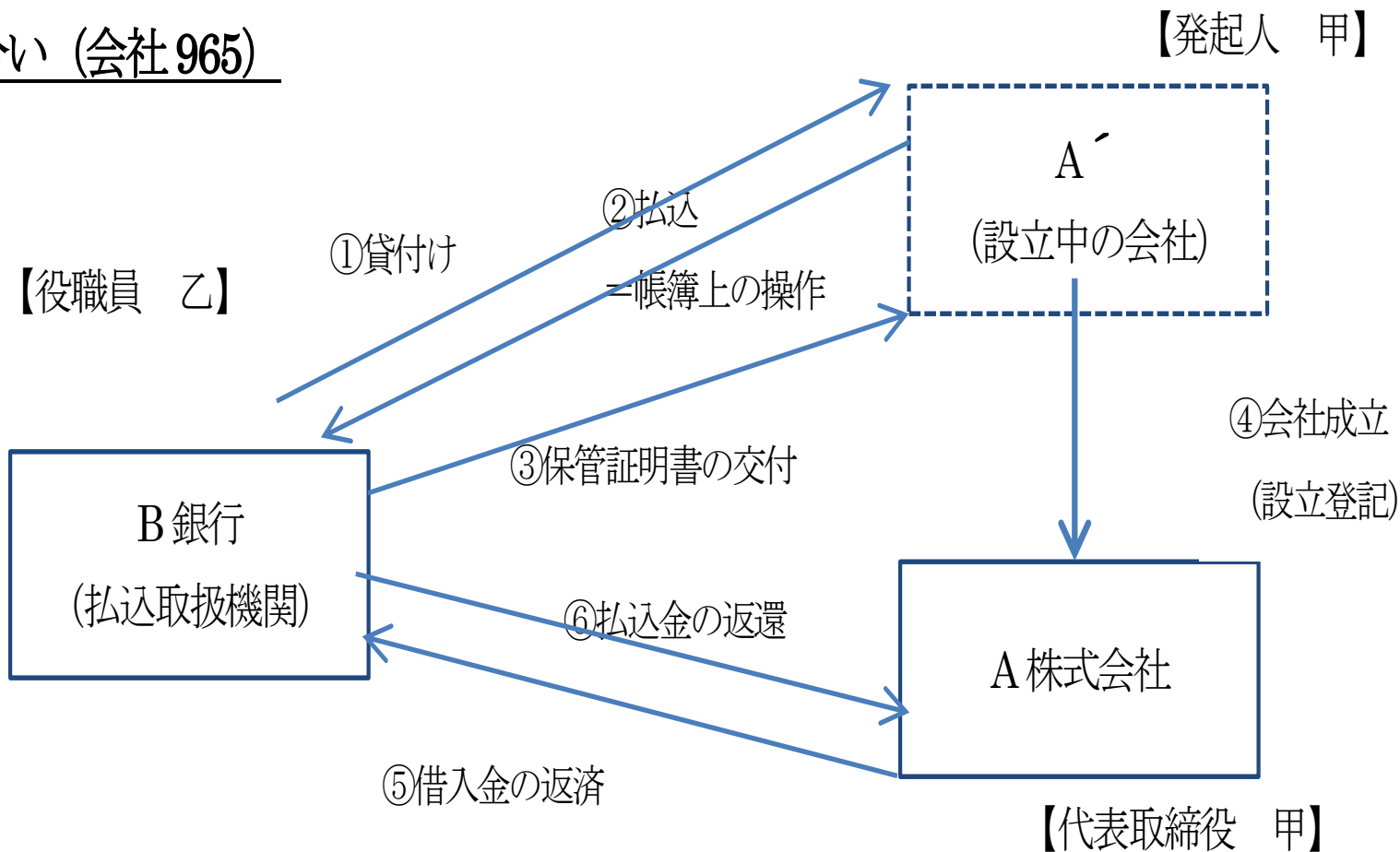
- 事務所、店舗の初期費用
- 会社設立費用
- 設立前にかかる経費

1000万円未満にする

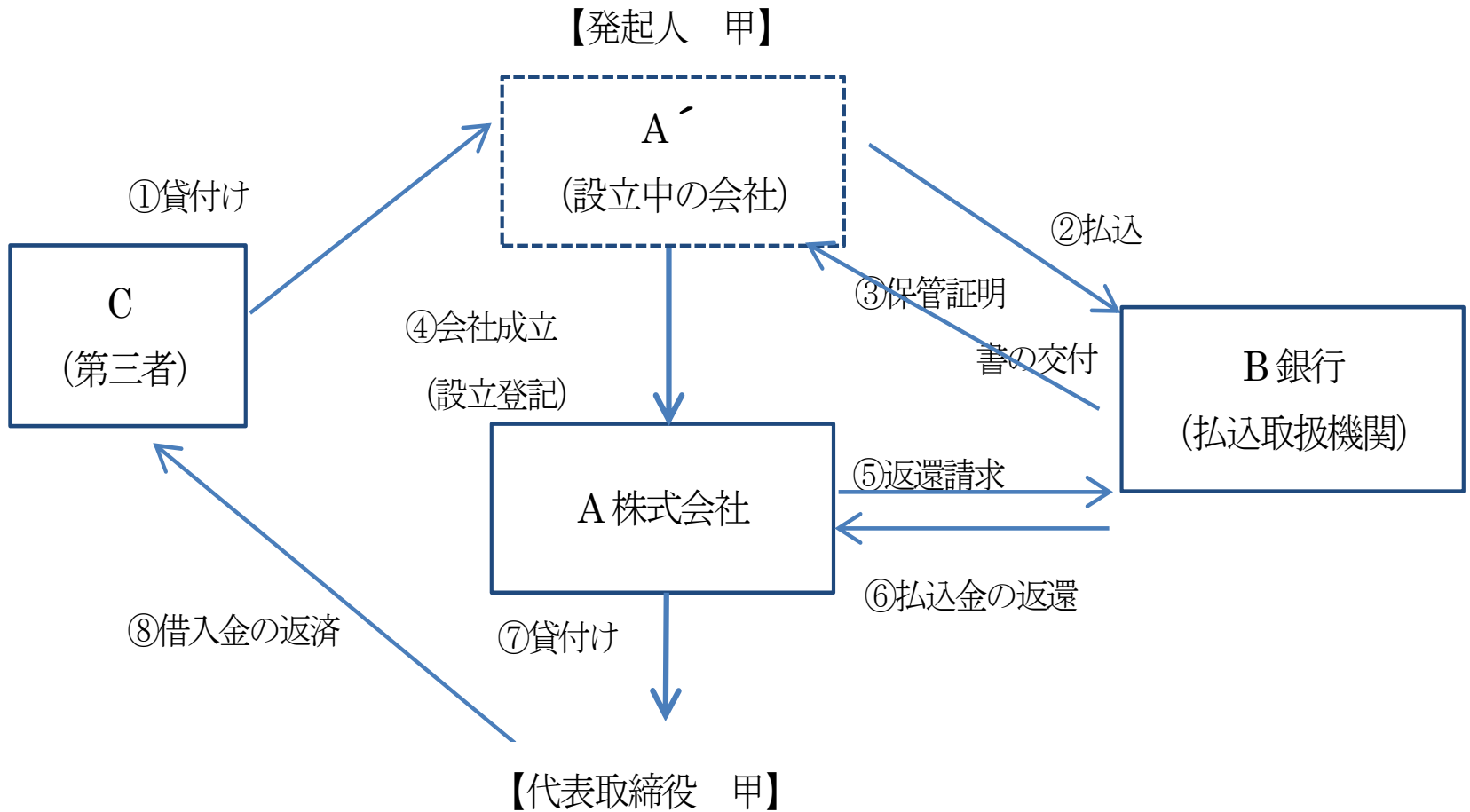
1ヶ月に必要な運転資金 × 3~6ヶ月

- 事務所、店舗の家賃
- 設備、備品の購入費用
- 商品の仕入れ
- 消耗品費
- 人件費
- 広告宣伝費
- 通信費
- 交通費 など

預合い (会社 965)



見せ金



3 資本金の決め方・資金の調達方法②

—金銭以外で出資する方法

- 発起人は資本金として「現物」を出資することもできる！
- 原則：現金を出資（銀行に振込または入金）
- 例外：現金以外（法律上は「金銭以外」）で出資をすることも可能（**現物出資**）
 - * 現金以外：自己所有の不動産、有価証券、機械類、パソコン、車などの**物**
 - * 法律上「物」とは、「**有体物**」（民85）、「**不動産**」とそれ以外の「**動産**」に分類（民86）

たとえば・・・

資本金100万円 ⇒ 現金 + 現物でもOK

現金50万円

パソコン
10万円

車 40万円



資本金: 100万円

● 現物出資の注意点

- 現物出資する物の過大評価

形式的には多額の資産がある *but* 実際はすっからかん
→ 発起人と設立時取締役は、不足額について連帯責任

- 根拠なく評価額を決めるのを避ける

→ 税理士などの専門家に相談

→ 法的には、定款に記載＋裁判所で選任される検査役の調査（多くは弁護士）が必要

but 時間と費用がかかるため負担増

ただし・・・

検査役の調査が不要な場合がある

- 現物出資財産額が500万円以下の場合
- 市場価格のある有価証券であり、定款で定めた価額が市場価格を超えない場合
- 定款に記載された価額が相当である旨を弁護士や税理士などの専門家から証明を受けた場合

- 名義変更手続が必要な現物出資
- 法律上の「**対抗要件**」: 動産であれば「**引渡し**」、
不動産であれば「**登記**」

機械類などの動産の現物出資: 引渡し
不動産、自動車、有価証券など

: 名義変更の手続(登録手続) or 登記

* 名義変更手続は、発起人全員の同意があれば会社設立の登記が終わったあとでも良い

4 会社の所在地(会社の本店)

(1) 本店はどこにおいても良いのが原則

- 会社法では、会社の住所がある場所を「本店」
- 会社の本店は登記事項: 1つの会社につき1つの本店を定める
- 本店は、日本国内であればよく、本店の所在場所と実際に事業活動をしている場所が一致している必要はない

● 注意すべき点

金融機関で会社の口座を開設する場合、本店の最寄りの支店でしか開設できない

管轄の税務署や法務局などは本店の所在地を基準に決まる
→ ビジネスの拠点となっている場所を本店として決めるのが良い

(2) 本店を決める際のポイント

概ね次の3つが考えられる。

- ① 個人の自宅を本店とする方法
- ② 新たに借りた事務所を本店とする方法
- ③ 個人事業としての事務所がすでにある場合は、そこを本店とする方法

* 個人の自宅が賃貸物件の場合には注意 (契約上、事務所としての使用を禁止している場合もあるため)

* 登記後に本店を変更することもできる

but 費用がかかる (法務局管轄が同じ管轄の移転: 3万円、異なる管轄の移転: 6万円)

* 近年はレンタルオフィスやバーチャル事務所の利用が増加

(3) 定款作成時は最小行政区画まで決めればOK

- 最小行政区画までの記載であればその中での移転につき定款変更手続は不要

● 記載例

「当会社は、本店を東京都中央区に置く。」

→同じ中央区内での移転であれば定款変更は不要

→品川区など、ほかの最小行政区画へ移転した場合は定款の変更

「当会社は、本店を東京都中央区銀座○丁目○番○号に置く。」

→銀座○丁目△番△号に移転した場合でも定款の変更が必要

(4) 登記をする際には、最小行政区画では足りず、詳細な住所が必要

5 印鑑の手配

- 個人の実印 と 会社の実印 を用意
- 発起人、取締役または代表取締役などの役員は、個人の実印を書類に押すことになるため、実印の用意が必要（印鑑証明書の取得）
- 設立登記を申請するときに、法務局に会社の実印を届け出て登録

● 会社の登記段階で必要な印鑑

手続名	提出先	必要な人	印鑑
定款の認証	公証役場	発起人	個人の実印
就任承諾書	法務局	取締役会を設置していない会社は取締役全員 取締役会を設置している会社代表取締役	個人の実印
会社実印の印鑑届出	法務局	印鑑を届け出る設立時の代表取締役	会社の実印 個人の実印
資本金の払込証明書など	法務局	設立時の代表取締役	会社の実印
発起人決定書	法務局	発起人	個人の実印 (認印可)

定 款

株式会社 ○○○

平成○○年○○月○○日作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 会社設立

株式会社 ○○○ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社○○○と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェブサイト作成業務
2. インターネットによる情報提供サービスおよび通信販売、広告業務
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として、株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他

の一般承継人が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき、質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株式および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名または名称および印鑑を当社に届け出なければならない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集通知)

第 15 条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会社法第 298 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日の 5 日前までに発する。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 3 号または第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号または

第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第21条 取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役および社長)

第25条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録さ

れた株主および登録株式質権者に対してこれを行う。

2 剰余金の配当が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附則

(設立に際して出資される財産の価額および成立後の資本金の額)

第 29 条 当会社の設立に際して、出資される財産の価額は金 100 万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は金 100 万円とする。

(最初の事業年度)

第 30 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和〇〇年 11 月 30 日までとする。

(設立時取締役および設立時代表取締役)

第 31 条 当会社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住所 京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35

設立時取締役および設立時代表取締役 京女 花子

(発起人の氏名、住所等)

第 32 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける設立時発行株式の数、および設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりとする。

住所 京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35

京女花子 100 株 金 100 万円

(定款に定めない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法そのほかの法令の定めるところによる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35

発起人 京女花子 ㊟

2020年度

京都女子大学・リカレント教育課程

—会社法(5)—

1 定款とは何か？

- 定款

- 会社の組織と活動に関する根本規則

- + 規則を記載した書面または電磁的記録

- 会社の「商号」、「本店所在地」などの基本情報のほか、「株主総会はいつ開催するのか」、「決算期はいつにするのか」、「取締役は何名にするのか」など、会社の運営上の取扱いなどを記載

- 定款の作成から認証までの流れ
- 定款の作成者: **発起人** (発起人が複数いる場合には発起人全員で作成)
- 認証: 「正当な手続によってなされたことを公の機関が証明」
 - * **公証人**が行うもの (公証人による認証がなければ効力を有しない)

- 流れ

- ① 定款の作成に必要な事項を決める
- ② 発起人の印鑑証明書および実印を用意する
- ③ 定款を作成する
- ④ 公証役場で事前に定款の確認をしてもらう
- ⑤ 公証役場に行って、正式に定款の認証をしてもらう
- ⑥ 定款の謄本を取得する

2 定款に記載する事項

(1) 定款に記載する事項と一般的な定款の構成

- 定款に記載する事項：大きく分けて3つ
- **絶対的記載事項**：記載しなければ定款自体が無効になる
- **相対的記載事項**：定款に定めなくても良いが、定めなければ効力が生じない事項
- **任意的記載事項**：記載するかどうかは自由であり、定款以外の方法によっても定めることができる事項

→絶対的記載事項は、必ず定款に定めなければならないが、それ以外は必要に応じて、あるいは自由に組み合わせてオリジナルな定款を作成することができる。

【一般的な定款の構成(例)】

	表題	記載項目(例)	説明
第1章	総則	<ul style="list-style-type: none"> ・商号 ・本店所在地 ・目的 ・公告方法 など 	<p>会社の基本情報を記載する。 総則をみれば、その会社がどのような会社かわかる</p>
第2章	株式	<ul style="list-style-type: none"> ・発行可能株式総数 ・株式の譲渡制限の規定 ・株主名簿の記載の請求 など 	<p>株式に関する取り決めに記載する</p>
第3章	株主総会	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 ・招集の方法 ・決議要件 ・議事録 など 	<p>会社の重要な意思決定機関である株主総会の開催、運営や決議について記載する</p>
第4章	取締役および代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の数 ・役員の任期 ・役員の報酬 など 	<p>役員について記載する。取締役会および監査役を設置している会社の場合、第4章にまとめて記載しても良いが、別に章を設けて記載しても良い。</p>
第5章	計算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度 ・剰余金の配当 など 	<p>会社の決算などについて記載する。</p>
第6章	附則	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時の資本金の額 ・初年度の事業年度 ・設立時の役員 ・発起人の氏名・住所・出資・株式について など 	<p>第5章までに記載する事項以外のことを記載する。 設立の際の取り決めは附則に記載するのが一般的。</p>

(2) 絶対的記載事項

絶対的記載事項の記載されていない定款は、定款が無効となり、公証人の認証を受けることができない。

絶対的記載事項	内容
①目的（会社の事業目的）	どのような事業を行うのかを記載する
②商号（社名）	会社の名前
③本店の所在地	定款には、本店住所のうち、最小行政区画である市区町村までを記載すればよい（東京都の場合は特別区、政令指定都市は市まで）
④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額	会社の資本金となる出資額を定める。定款では「〇〇円以上」と最低額を記載するか、出資額を「〇〇円」と決定しておく方が書類作成は容易である
⑤発起人（出資者）の氏名または名称およびその住所	発起人は、個人でも法人でも可能。法人の場合は名称および本店住所を定款に記載する。

(3) 相対的記載事項

相対的記載事項は、定款に記載しておかなければ有効とならない。

相対的記載事項	内容
①株式の譲渡制限に関する規定	株式を譲渡する場合に、会社の承認を必要とする旨の規定。会社経営と無関係の第三者が株主となることを防止するものであり、中小企業の多くはこの規定を設けている。
②株主総会などの招集通知を出す期間の短縮	株主総会を招集するには、原則は2週間前までに招集通知を出さなければならない。例外的に短縮できる。
③役員任期の伸長	会社法では、原則として取締役の任期は二年だが、株式の譲渡制限規定を設けている会社は、10年まで伸長できる。
④株券発行の定め	株券は発行しないのが原則だが、発行する場合は定款に記載しなければならない
⑤現物出資	現金以外の財産を出資して株式を得ることができる。
⑥財産引受	会社の成立を条件として、会社は発起人等から事業用の財産を譲り受けることができる。

(4) 任意的記載事項

任意的記載事項は、定款に記載してもしなくても良いもの

任意的記載事項	内容
①事業年度	会社の決算期
②取締役等の役員の数	取締役などの役員の数、取締役会を設置していない会社は1名以上いけばよく、取締役会を設置している会社は3名以上+監査役1名以上が必要。
③株主総会の議長	株主総会における議長を誰がやるか、またその決め方
④定時株主総会の招集時期	定時株主総会は、決算をむかえた後の一定の時期に招集しなければならず、その時期（事業年度終了後、3ヶ月以内が一般的）
⑤基準日	株式会社は一定の日（基準日）を定めて、その日の時点で株主名簿に記載または記録されている株主を、権利行使できる株主とする。

3 定款の書き方

(1) 形式面

定款の書き方(フォーマット)に決まりはない！！

- ・用紙の大きさは「A4縦」サイズ
- ・横書き
- ・文字の大きさ: 10.5～12ポイント

作成に関する事項

- ・パソコンやワープロソフトで作成すべき
- ・表紙をつけるか？
- ・末尾に発起人全員の署名押印または記名押印
- ・ホチキス留をするか否か
- ・各頁に契印をする(改ざんの防止のため)
- ・訂正がある場合、二重線で消して訂正印を押す
- ・修正に備えて捨印を押すことができる(→注意が必要)

(2) 発起人1人、取締役1人、取締役会を設置しない会社の定款

第1章 総則

(商号)

商号のルールを参照

第1条 当社は、株式会社〇〇〇と称する。

例示的に代表的業務を列挙して、最後に包括的な文言

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェブサイト作成業務
2. インターネットによる情報提供サービスおよび通信販売、広告業務
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

最小行政区画まで記載

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法によりこれを行う。

3種類の公告方法のうち
いずれかを選択して記載

第2章 株式

(発行可能株式総数)

会社が将来的に発行できる株式の総数。会社成立時までには発起人全員の同意で定める。

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

切りの良い数字にする方が良い

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

株券を発行しないのが原則。株券を発行しない会社は、定款にその旨を記載する必要はないが、記載しておく方が対外的に明確に

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

株主の譲渡によって会社と無関係の第三者が会社経営に関与する可能性を排除。会社法上は、取締役会を設置しない場合には、株主総会が承認機関だが、会社が別の者を指定することも可能です。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

株式の譲渡などによって株主に変更が生じた場合には、記載事項を変更する必要

株式は、相続財産となるため、株式に相続が発生すると、会社の経営に関係のない株式取得者が現れる場合がある(株主が自分一人ではない場合に記載すべき)。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として、株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

質権の登録とは、お金を借りる際などに、株主が株式を担保として第三者に提供したことを株主名簿に登録することをいう。

信託財産の表示とは、株主が株式の管理を信託銀行などに委託したことを株主名簿に表示すること

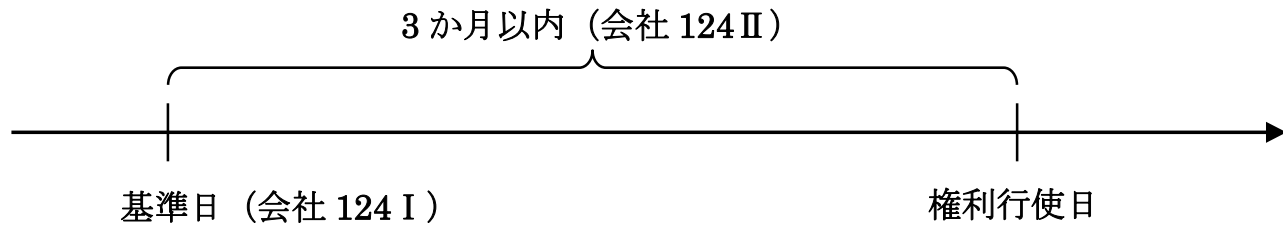
(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき、質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

手数料は無料とし、郵送料のみ請求している会社も多い。一般的な基準はなく会社による。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。



いつの時点をもって、定時株主総会で権利を行使できる株主として扱うかを決める。基準日を決めておかないと、譲渡が生ずると混乱し得る

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株式および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名または名称および印鑑を当社に届け出なければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

会社は、毎年事業年度が終了すると、株主総会で決算の承認をするため、定時株主総会を開催する必要がある。定時株主総会以外で開催する株主総会を「臨時株主総会」と呼び、定款変更、役員を選解任などの必要があるときに開催する。

株主総会を開催するために、招集通知を株主に出す必要がある(出席の機会と準備の機会を保障)。原則は2週間以上前だが、株式の譲渡制限をしている会社の場合、1週間以内でも可能。

(招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日の5日前までに発する。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

書面によるまたは電磁的方法による議決権行使について定めていなければ、招集通知を正面で行わなくても良い。全株主の同意があれば、招集手続を省略できる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

定款変更などの重要な案件の場合(=株主の利害に影響が大きい案件の場合)には、「特別決議」となる。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

多くの会社は、このような攪乱防止のために、代理人資格を株主に限る旨の定款規定をおいている。会社法では代理行使が可能であるとは書いていない

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

株主総会の議事録を作成し、保管する義務

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および代表取締役 (取締役の員数)

第21条 取締役1名以上を置く。

上限と下限を定める方法もあるが、そうするとその員数の確保が必要になるので、下限のみ書いておくのが良い。

(取締役の選任)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

会社法では、任期中いつでも株主総会決議により解任できるとある。ただし、正当な理由のない場合、解任された取締役は会社に損害賠償を請求できる。

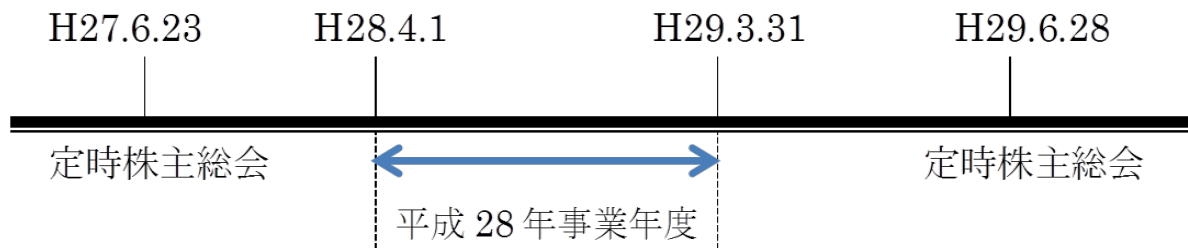
(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。

原則: 選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結

例外: 非公開会社では定款により10年まで伸張できる



代表取締役の選出方法を記載。選出方法は取締役の互選または株主総会の決議で選出する。

(代表取締役および社長)

第25条 当会社に取り締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

基本的には任意。多くの会社は4月1日から翌年3月31日まで

2月の場合は「2月末日まで」と記載

第5章 計算 (事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対してこれを行う。

2 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額および成立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して、出資される財産の価額は金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は金100万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成〇〇年11月30日までとする。

(設立時取締役および設立時代代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役および設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

住所 京都府京都市東山区今熊野北日吉町35

設立時取締役および設立時代代表取締役 京女 花子



役員になる者の個人の住所および氏名を記載

現物出資がある場合は？

第●条 現物出資をする者の氏名または名称、当該財産およびその価額ならびにその者に対して割り当てる設立時株式の数は次のとおりである。

①現物出資者の氏名または名称

②現物出資の財産およびその価額

○○製 乗用車 車種名●● 車台番号○ 1台 金●万円

③割り当てる設立時発行株式の数 ○株

(発起人の氏名、住所等)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける設立時発行株式の数、および設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりとする。

住所 京都府京都市東山区今熊野北日吉町35

京女花子

100株 金100万円

お金を出す発起人個人の住所、
氏名、株数、出資額

(定款に定めない事項)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法そのほかの法令の定めるところによる。

(3) 発起人1人以上、取締役3人以上、監査役1名以上、取締役会を設置する会社の定款

- 上記とどこが異なるか？おもに株主総会以外の機関の部分
 - 取締役会の設置 「当会社は、取締役会を置く。」
 - 取締役の員数 「当会社は、取締役3名以上を置く。」
 - 監査役の設定および監査役の員数 「当会社は、監査役を置き、その員数は2名以内とする。」
 - 監査役の任期 「監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会のとしまでとする。」
 - 監査役の監査の範囲 「監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。」

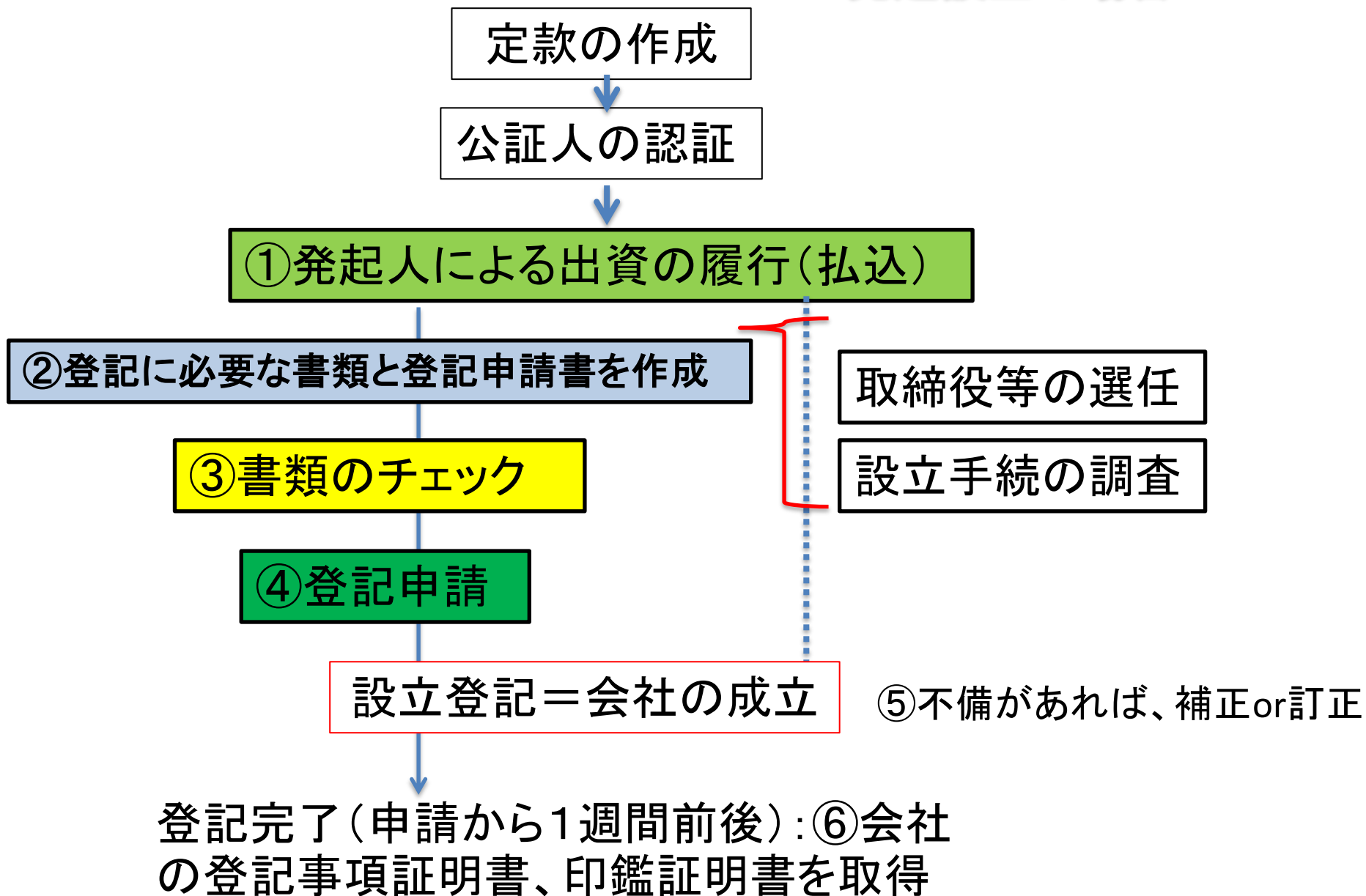
2020年度

京都女子大学・リカレント教育課程

—会社法(6)—

1 登記までの流れ

発起設立の場合



- 登記申請を行う主体：**会社の代表者(代表取締役)**
- 登記の申請日 = 会社の設立日
- 登記申請書を出して不備がなければ、1週間前後で審査が完了(→完了 = **会社の成立**)
- 会社の設立日は、**会社の設立登記を申請した日**(≠登記が完了した日)
 - * 過去に遡って設立日とすることや申請日の翌日にすることはできない。
 - * 法務局が休日の日は設立日とはできない。

設立日によって税金が変わる？

会社の設立日について、税金面では、①月初の1日に設立 or ②2日に設立の方が良いか？

法人住民税の均等割

資本金1000万円以下（従業員50名以下）の場合、7万円／年

①のケース:10月1日設立の場合は、9月30日決算

- 第1期は12ヶ月まるまるあるため7万円

②のケース:10月2日に設立の場合は、9月30日決算

- 第1期は12ヶ月に1日不足

→1月未満は切り捨て=11ヶ月間

- $7万円 \times 11ヶ月間 / 12ヶ月間 = 64,100円$ (* 100円未満切り捨て)

そもそも登記制度とは？

● 商業登記

- 商人・企業に関する取引上の重要な事項を公示することにより、集団的・反復的に行われる商取引の円滑と确实を図り、商人・企業をめぐる**関係経済主体間の利害を調整**することを目的とする制度
 - 商人・企業の**内部的事項について、取引の相手方がこれらの事項を探知することは困難**
 - 商人・企業にとっても、取引の度に相手方にこれらの事項を通知することは煩雑であるが、**取引上重要な事項を公示すれば、自己の信用を確保することが可能**となる
- 取引上、重要な事項を一定の手続により公示し、取引相手方の調査の労と不測の損害を回避するとともに、商人の便宜を図ることが有益であり、これを実現する制度

登記の意義・機能とは？

- 商法・会社法の規定に基づき、商業登記法の定めるところに従って、商業登記簿になされる登記
- 商業登記簿（商業登記法6条）：9種類
- 権利義務の**主体**に関する登記
 - ⇔ 権利義務の**客体**に関する登記（不動産登記）
- 商業登記は原則として**登記事項である事実・法律関係を公示する機能を有する**にすぎず、不動産登記のように権利変動の**という機能が認められるのは法定のケースのみ**（たとえば商法15条2項）
- 個人商人・会社に関する登記
- 学校法人、一般社団・財団に関する登記
- 船舶登記は商業登記ではない（∵商業登記簿になされない）
- 各種協同組合や保険相互会社の登記は商業登記でない（∵非商人）

● 商業登記の機能

③ 企業内容の公示
→ Aの信用向上

登記所



① Aについての情報
報を取得可能

登記

商業登記簿

事項X



商人・会社A



相手方

② 事項Xを対抗可能

2 登記事項

定款に記載した事項≠登記する事項

- ① 商号
- ② 本店住所 (本店の所在地)
- ③ 公告方法
- ④ 目的
- ⑤ 発行可能株式総数
- ⑥ 発行済株式総数
- ⑦ 資本金の額 (設立に際して出資される財産の価額またはその最低額)
- ⑧ 株式の譲渡制限に関する事項
- ⑨ 役員に関する事項
(取締役・監査役:氏名、代表取締役:氏名・住所)
- ⑩ 取締役会の設置、監査役を設置
(取締役会を設置する場合)

* 下線部: 絶対的記載事項
発起人の氏名・名称・住所

- 会社法における登記の効力

- 設立登記＝法人としての株式会社を成立させる効力

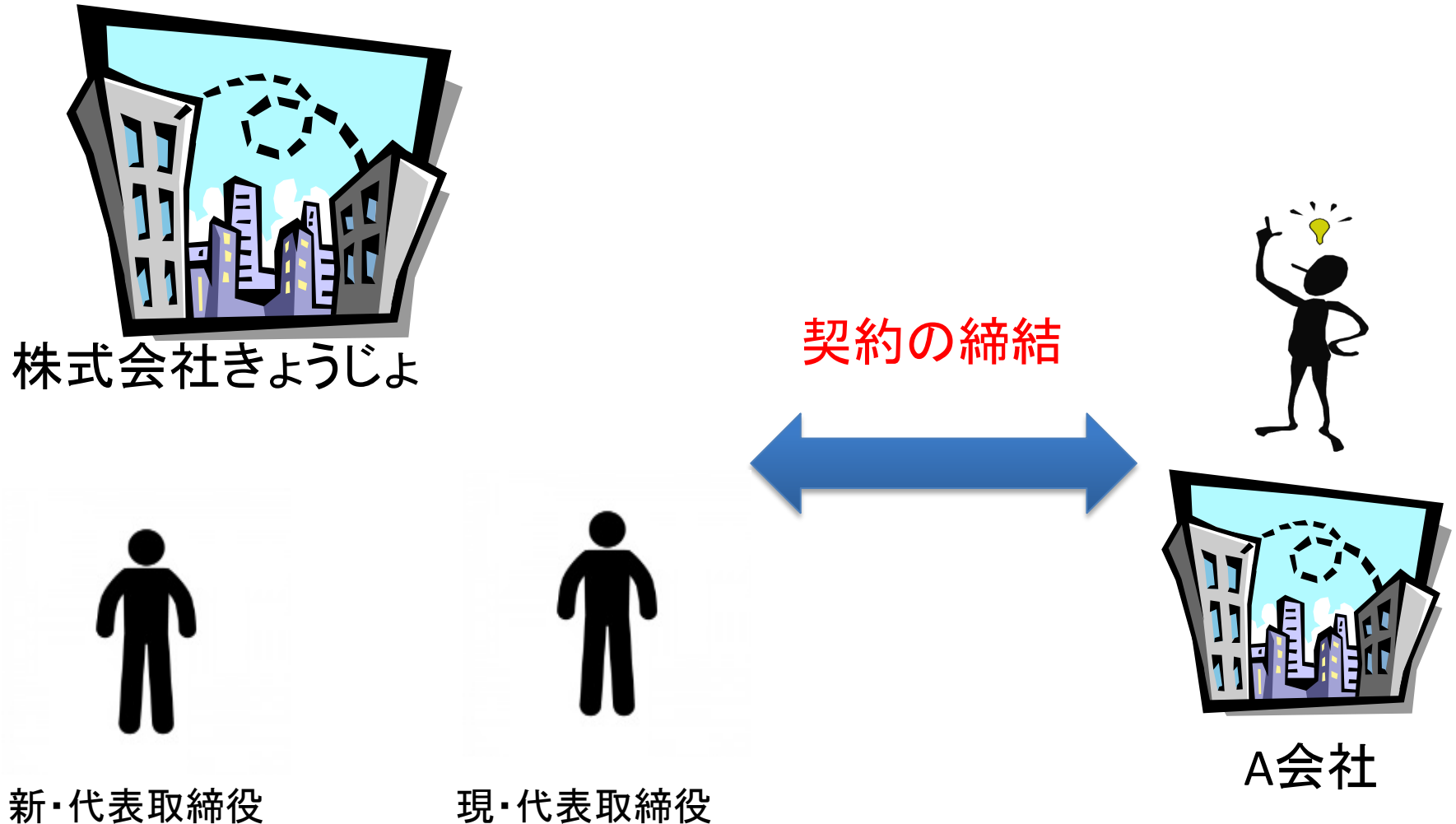
- 登記のその他の効力（商法9条1項、会社法908条1項）

「この法律により登記すべき事項は、登記の後でなければこれをもって善意の第三者に対抗することはできない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。」

*「善意」 ⇔ 日常用語の「善意」

*「対抗」 ⇔ 日常用語の「対抗」

(設例) 株式会社きょうじょの代表取締役がHからTに交代した。しかし、未だ、Hの退任登記およびTの就任登記はなされていない。それを良いことに、Hが勝手にA社と物品の売買契約を締結した。



- 株式会社きょうじょの代表取締役がHからTに交代
but 未登記
- 登記上はHが代表取締役のままであり、それを良いことに、勝手にA社と物品の売買契約を締結したという場合
- A社は登記を見て、Hに代表権があると信じて契約を締結しているので、株式会社きょうじょとしては契約の無効を主張できない（* 契約の不履行：違約金の発生）
 - ⇔ 登記をしていれば、会社は登記事項を主張して反論することができる（ただし「正当な理由」）

登記の有無を確認して、会社と取引関係に入る第三者を保護している！！

変更事項を登記しなかったり嘘の登記をしたら？

- 会社は登記をする義務

登記をした内容に変更があれば、その都度、登記をし直す必要がある。

- 会社の登記の多くは登記期間が決まっているため、一定期間内に登記の変更事項を申請しなければ100万円以下の過料の制裁
- 嘘の内容を登記すると「**公正証書原本不実記載罪**」(5年以下の懲役または50万円以下の罰金)

3 資本金の払込み

(1) 定款認証が終わったら資本金の払込

- 資本金を発起人の代表者の個人口座に振り込む

この段階では会社の登記が完了していないため、会社は法人ではない

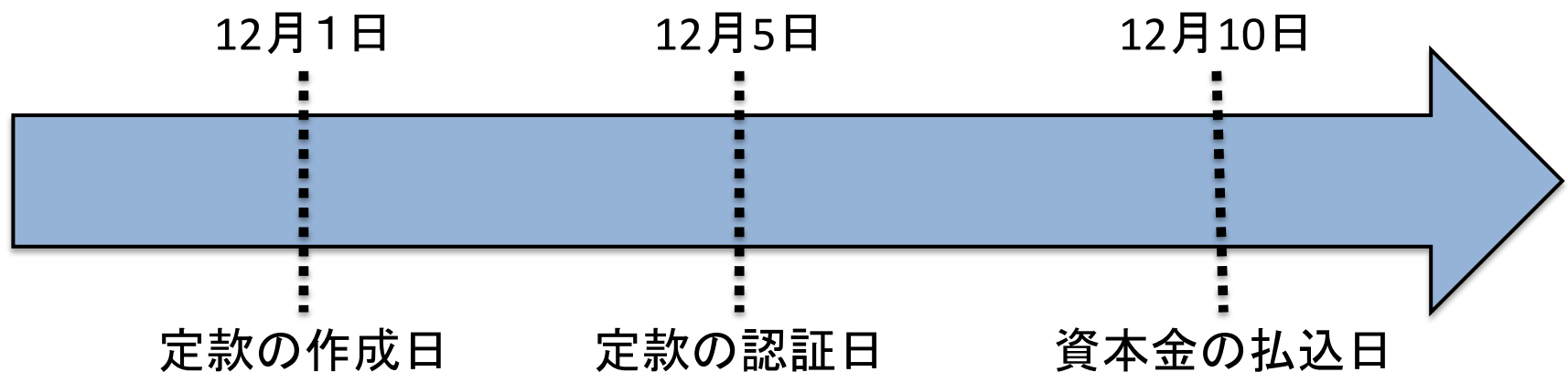
→会社の口座を金融機関で開設することはできないため、
個人の口座

〇〇銀行 普通預金通帳
林 忠行

〇〇銀行 普通預金通帳
株式会社きょうじょ

- 資本金を払い込むための個人口座は新たな開設が必要か？
- 一時的に会社の資本金をプールしておくだけであるため、すでに持っている口座の一つを利用できる
- 個人としての使用分 ⇔ 会社としての使用
- 個人事業を行っていた人が法人成りする際に、個人事業時代の屋号名義の口座の利用は登記の際には認められないことが多い

- 資本金の払込みをする時期？
- 「定款で発起人が設立時に引き受ける株式の数を定めるため、定款の作成日以後の日」ならOK
- 定款の作成日よりも前の日付で資本金の払込みをすると、法務局の登記の際に認められない可能性もあるため注意



(2) 資本金の払込方法と注意点

＜平成30年12月5日に定款の認証を受け、12月10日に資本金の払込をする場合＞

- 発起人が一人の場合

→ 発起人自身の口座に会社の資本金の額を入金

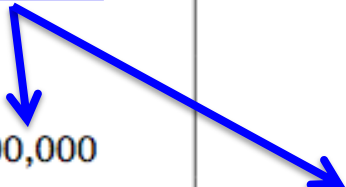
普通預金					
	年月日	概要	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)
1	30-12-10	新規		1,000,000	1,000,000
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

- 発起人が複数の場合

→ 設立時に引き受ける株式に応じた資本金の額を、
発起人代表者の口座に各人で振込みをする

普通預金					
	年月日	概要	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)
1	30-01-01	新規		150,000	750,000
2	30-01-05			50,000	800,000
3					
7					
8	30-12-08	●●			1,000,000
9	30-12-09	引出	400,000		600,000
10	30-12-10	預金機		400,000	1,000,000
11	30-12-10	振込	タケヤスヒデコ	300,000	1,300,000
12	30-12-10	振込	サクラザワタカヤ	300,000	1,600,000

出資する金額分を一度引き出して、再度入金する。



● 発起人以外の名前による振込・入金

発起人以外の名前による振込・入金は、登記の審査では認められないため、発起人が経営する別会社名での振込や家族の名前での振込は避けるべき

● 振込・入金時期

- 通帳に残高があるだけでは登記ではダメ
- 定款認証を受けた日以後に、新たに入金または振込の必要
- 定款認証以後の日付で入金または振込

(3) 資本金の払込および現物出資の証明書の作成

- 会社設立時の取締役→発起人からなされた資本金の払込、現物出資の調査

- 出資が金銭だけ

発起人代表の個人口座に資本金全額の入金または振込の確認

- 現物出資がある場合

検査役の選任を要する場合を除き、定款に記載または記録された価額の相当性の調査、弁護士・税理士・公認会計士などによって現物出資財産に関する証明がなされているときはその証明の相当性につき調査

- 資本金の払込証明書の作成
 - 設立時の取締役による調査が終了した後
 - 資本金の払込があったことの証明書の作成(払込証明書)
 - **払込証明書**: 資本金の払込がされた発起人代表者の通帳のコピーとともに綴じる
 - * 通帳のコピー: 通帳の表紙、支店名などの記載のある裏表紙、払込の記録のある頁の3頁
 - * 通帳の振込・入金のある頁の該当箇所には蛍光ペンで線
 - * 募集設立の場合は「払込金保管証明書」
- 現物出資の調査報告書の作成
 - 現物出資がある場合には、設立時取締役等の調査報告書の作成
 - 現物出資財産が価額が500万円以下の場合

払込みがあったことを証する書面

当会社の設立により発行する株式につき、次のとおり払込金額全学の払込があったことを証明します。

払込みがあった金額の総額	金 100 万円
払込みがあった株数	100 株
1 株の払込金額	金 1 万円

**発起人全員の払込が
終わった日を記入**

平成〇〇年〇月〇日

(本店) 京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地

(商号) 株式会社きょうじょ

(代表者)

T

印

印

会社代表者である代表取締役が払込証明書を作成。会社の実印を押す

訂正がある場合に備えて捨印を押す。

調査報告書

私たちは、株式会社きょうじょの設立時取締役として、会社法第46条の規定に基づいて調査を実施いたしました。

その結果は、次のとおりであり、法令もしくは当会社の定款に違反し、または不当な事項は認められません。

調査事項

- 1 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第33条第10項第1号に該当する事項）

定款に定めた、現物出資をする者は発起人林忠行であり、出資の目的たる財産、その価格ならびにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類および数は下記の通りである。

イ ○○製

車種 ●●●

年式 平成○○年式

車体番号 京都○○○ あ-○○○○

定款に記載された価額 金30万円

これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式30株

ロ パソコン ○○社製

型番 ABC-123

製造番号 ●●●●●●

定款に記載された価額 金5万円

これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式5株

現物出資をする発起人の氏名を記載する。会社法33条10項1号の規定は現物出資の少額免除の規定

- ①上記イについては、当該車の価格は、時価 30 万円以上と見積もられるべきところ定款に記載した評価価格は金 30 万円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は 30 株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。
- ②上記ロについては、当該パソコンの価格は、時価 5 万円以上と見積もられるべきところ定款に記載した評価価格は金 5 万円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は 5 株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。

財産引き継ぎ書と調査報告書を ホチキス止めし、契印をする

- 2 現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引き継ぎ書により完了していると認められる。
- 3 会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社成立により発起人が受ける報酬その他特別の利益、会社の負担する設立に関する費用の定めはない。

平成〇〇年〇月〇日

株式会社きょうしよ

設立時取締役	H	Ⓜ
設立時取締役	T	Ⓜ
設立時取締役	●● ●●	Ⓜ

設立時取締役全員の署名
押印(個人実印でなくてもOK
だが、実印がベター)

Ⓜ Ⓜ Ⓜ 捨印

定款認証日
以後の日付

財産引継書

私所有の下記財産を現物出資として給付します。

平成〇〇年〇月〇日

京都府京都市東山区〇〇〇

発起人

T



現物出資をする発起人の署名押印をする。押印する印鑑は実印でなくても良いが、実印がベター

京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地

株式会社きょうじょ発起人 御中

イ 〇〇製

車種



年式

平成〇〇年式

車体番号

京都〇〇〇 あ-〇〇〇〇

定款に記載された価額 金 30 万円

これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 30 株

ロ パソコン

〇〇社製

型番

ABC-123

製造番号



定款に記載された価額 金 5 万円

これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 5 株

現物出資する財産を記載

定款認証日
以後の日付

4 登記で必要な書類？

- 登記申請時

登記申請書＋定款＋払込証明書...などの添付書類



- 書類に不備があると、修正をするために法務局に再度出向き、後日再申請など、審査期間が延びる場合がある
- 会社設立日が変わってしまうor納めた登録免許税の還付手続など余計な手間も

	用意する書類	署名捺印者	印鑑
1	登記申請書	代表取締役	会社実印
2	登録免許税納付用台紙		
3	定款	発起人	個人実印
4	発起人の決定書	発起人	個人印（実印の方が○）
5	取締役の就任承諾書	取締役	個人実印
6	代表取締役の就任承諾書	代表取締役	個人実印
7	取締役全員の印鑑証明書		個人印（実印の方が○）
8	払込を証する証明書	代表取締役	会社実印
9	取締役等の調査報告書	取締役	個人印（実印の方が○）
10	資本金の額の計上に関する証明書	代表取締役	会社実印
11	印鑑届出書	代表取締役	会社実印、個人実印
12	印鑑カード交付申請書	代表取締役	会社実印

2020年度

京都女子大学・リカレント教育課程

—会社法(12)—

1. はじめに一設例

- 事業の開始後のA、B、Cの3人の会話から・・・

A：私たちが事業を開始して、もう3年になるのか。会社の預金もだいぶ増えたし、結構儲かっているよね。会社を始めるときに、みんなから投資を募ったから、そろそろ利益を分配しないといけないんじゃない？

B：ただ、預金が増えたといっても、前金でもらっているお金じゃないの？材料の仕入れや給料の支払をすれば減ってしまうものだから、本当に会社が儲かっているかどうかはわからないさ。

C：事業のことを考えると、ある程度の運転資金も必要だね。でも、株主は配当を期待して投資してくれるわけだから、3年も配当できていないのであれば、その理由を説明しなくちゃ。でもどうやって会社の儲けを計算するの？

- 会社の儲けの計算
- 会計分野の話？ but 会社法でも規定されている
- 株主への配当 ⇔ 債権者への弁済
- 会社法の規定する「会社の計算等」は情報開示と利害調整の2つの目的

2. なぜ会社の儲けを計算する必要があるのか？

- 上記の〔設例〕でA、B、Cの3人が共同で事業（営業）始めた場合
- 会社の利益（儲け）は、〔収益〕－〔費用〕
- 最初は個人向けの販売（現金払）
 - ⇔ 法人向けの販売（月末締め翌月払）
- 会社の資金繰りが悪化してきたため、Bが前払のお客に対しては値引きをするよう提案
 - 商品1つ当たりの粗利益は減少 but 資金繰り改善
 - 商品販売と代金の入金タイミングのずれ
 - 収益の認識時期がどこかが問題に！！

そのほかにも . . .

- 商品が大量に売れるようになると、大きな機械等を購入することにより効率的に商品を製造することを考えるように
 - 100万円で機械を購入したとしても、10万個の商品をつくるためのコストが1個当たり15円減少するのであれば機械を購入するメリット
 - この場合、機械を購入したタイミングで100万円の支払をする必要があるが、すぐに10万個もの商品を製造するのではなく、何年もかけて製造していくこととなる。
 - 機械の代金支払と機械を使用するタイミングのずれ（費用の認識時期の問題）

考えてみてほしいこと

- 費用が収益を上回ってしまうと利益がマイナスになる（いわゆる赤字の状態）。このような状態でも会社は倒産しない。なぜなら、資金が回っていれば、事業の継続は可能であるからである。
 - 「黒字倒産」ということもありうる。
 - 赤字でも資金が回る場合、黒字でも資金が回らない場合とはどのような場合であろうか。

3. 計算書類の仕組み

(1) 作成が必要となる計算書類等

- 会社法の規定

第435条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る**計算書類**（**貸借対照表**、**損益計算書**その他**株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。**以下この章において**同じ。**）及び**事業報告**並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 会社計算規則

第59条 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される**株主資本等変動計算書**及び**個別注記表**とする。

- 株式会社は、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表）と事業報告に加えて、附属明細書を作成しなければならない。

このうち・・・

- 会社の状態を知るうえで重要な書類は「貸借対照表」と「損益計算書」

➤ 「**貸借対照表**」：会社の資産と負債の状況を記載

➤ 「**損益計算書**」：会社の収益と費用の状況を記載

* 持分会社も計算書類の作成が必要だが、合名会社と合資会社に対しては、損益計算書、社員資本変動計算書、個別注記表を作成すると定めた場合のみ作成が義務付け（会社法617条2項、会社計算規則71条1項）

but 法人税確定申告書の作成との関係でどう考えるべきか？

(2) 貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		(純資産の部)	
無形固定資産		資本金	
投資その他の資産		資本準備金	
繰延資産		その他利益剰余金	
資産合計		負債・純資産合計	

- Bが心配しているように、預金はたくさんあるが、前金でもらったお金が多いことは、「**流動資産**」で計上されている「**預金**」と「**流動負債**」で計上されている「**前受金**」を見ることにより把握することが可能
- 「**資産**」から「**負債**」を減算すると「**純資産の部**」を計算することができる。
 - 一般に株主から投資された元手は「**資本金**」もしくは「**資本準備金**」に計上
 - 過去の事業年度の儲けは「**その他利益剰余金**」に計上
- **負債の額 > 資産の額**の場合、純資産の部がマイナス

(3) 損益計算書

科目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

売上総利益

売上高から売上原価を引いた粗利益

営業利益

売上総利益から販売費及び一般管理費を引いた本業の儲け

経常利益

営業利益に営業外収益を加え営業外費用引いた毎期に経常的に生じる儲け

税引前当期純利益

経常利益に特別利益を加え特別損失を引いた税金を控除する前の儲け

当期純利益

税引前当期純利益から税金を引いた儲け

- 損益計算書と貸借対照表は別々に作成されるのではなく、一体として作成される
- 次ページの図表で、商品が売れる前と後の場合を比較
 - 商品が売れた場合、資産項目である預金（100→250）が150増加し、収益項目である売上高が150増加
 - 資産項目である製品（300→200）が100減少し、費用項目である売上原価が100増加
 - （法人税、住民税、事業税）を無視すると、当期純利益が50増加→その他利益剰余金も50増加

貸借対照表（商品が売れる前）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	100	資本金	200
製品	300	資本準備金	200
		その他利益剰余金	0
資産合計	400	負債・純資産合計	400

損益計算書（商品が売れた後）

科目	金額（万円）
売上高	150
売上原価	100
売上総利益	50
当期純利益	50

貸借対照表（商品が売れた後）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	250	資本金	200
製品	200	資本準備金	200
		その他利益剰余金	50
資産合計	450	負債・純資産合計	450

- 「内部留保」：会社が儲けた利益のうち、株主へ分配されていないもの
 - 内部留保があったとしても、よく事業年度以降のビジネスのため、設備投資
 - 設備投資を行った事業年度ではなく、投資した機会を使用した事業年度または製品が販売された事業年度の費用（このタイミングで剰余金は減少しない）
- 貸借対照表や損益計算書
 - 株主：利益配当の意思決定
 - 債権者：資金ショートした場合に、担保提供など

4. 収益はいつ計上するのか？

- わが国の会計基準における収益の認識基準
 - 「**実現主義の原則**」
 - 商品の代金をもらったタイミングではなく、商品が売れたタイミングで売上高を計上する考え
- 3名がつくった会社では、法人向けの販売を開始した結果、月末締め翌月払の顧客
 - 事業年度末に商品が売れた場合には、損益計算書に売上高が計上され、貸借対照表の売掛金が増加

損益計算書（商品が売れた後）

科目	金額（万円）
売上高	150
売上原価	100
売上総利益	50
当期純利益	50

貸借対照表（商品が売れた後）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	250	資本金	200
売掛金	150	資本準備金	200
製品	200	その他利益剰余金	50
資産合計	450	負債・純資産合計	450

- 損益計算書の収益が増加していることから、当期純利益も同様に増加
- 貸借対照表のその他利益剰余金も増加
 - ∴株主への分配可能額は増加

貸借対照表（翌事業年度に商品を販売する場合）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	250	前受金	150
製品	300	資本金	200
		資本準備金	200
資産合計	550	負債・純資産合計	550

A、B、Cの3人で作った会社では、資金繰りを安定させるために、前払の顧客に対しては値引きをしている
 →事業年度末に入金されたが、商品販売するのが翌事業年度である場合には、収益は実現していない

5. 費用はいつ計上するのか？

- わが国の会計基準における費用の認識基準

➤ 「**発生主義の原則**」と「**費用収益対応の原則**」

- 商品の材料を購入したタイミングでは、費用は発生していない *but* 材料を加工して商品として販売できるようになったタイミングになると費用が発生しているが、少なくとも収益には対応していない。
- 商品を販売したタイミングで売上高が計上されることから、その時点で商品の売上原価として費用に計上

- 商品を製造する機械についても同様のことがいえる。
 - 機械を購入したタイミングでは費用として認識されず、有形固定資産（機械装置）として貸借対照表に計上される。
 - 機械を使用して、商品を製造したタイミングでは費用が発生 *but* 少なくとも収益には対応していない
 - 商品を販売したタイミングで売上高が計上されるため、そのタイミングで商品の売上原価として費用に計上されることとなる。

6. 分配可能額の計算

- 剰余金の配当を無制限に認めてしまうと、債権者に対して債務を弁済することができなくなる
- 会社法上、分配可能額の計算が定められている。
- 臨時計算書類を作成した場合を除き、株式会社における分配可能額は、剰余金の額から次に掲げる額の合計額を減じることにより算定される（会社法461条1項8号・2項、会社計算規則158条）

• 減じる額

① 自己株式の帳簿価額

② 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

③ 上記のほかに、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計

- 剰余金の額から分配可能額を計算する
- 資本金や法定準備金を減少させ、「その他資本剰余金」を増加させる場合を除き、剰余金のほとんどは「その他利益剰余金」であるため、分配可能額のほとんどは会社が獲得した儲け
- 剰余金の配当をする場合には、資本金4分の1に達するまで、剰余金の配当の対象となった金額の10分の1を**その他資本剰余金**または**その他利益剰余金**から**資本準備金**または**利益準備金**に付け替える必要（会社法445条4項、会社計算規則22条）

貸借対照表（剰余金の配当をする場合）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	1000	資本金	100
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	900
資産合計	1000	負債・純資産合計	1000

貸借対照表（株主に対して100の剰余金の配当をした場合）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	900	資本金	100
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	790
資産合計	900	負債・純資産合計	900

7. 資本金の額、準備金の額の計算 (1) 会社法と企業会計の違い

- 会社計算規則76条は、株式会社の株主資本として「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」
- 債権者保護のための規律

企業会計

資本

利益

		資本	利益
会社法	資本金	資本金	—
	法定準備金	資本準備金	利益準備金
	剰余金	その他資本剰余金	その他利益剰余金

(2) 欠損てん補

- 事業を行っていると、収益 < 費用となる状態
- 「貸借対照表」の状態から商品がまったく売れずに大量に廃棄した場合??

損益計算書（商品を廃棄した場合）

科目	金額（万円）
特別損失	300
税引前当期純利益	△300
当期純利益	△300

貸借対照表（商品を廃棄した場合）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	250	資本金	200
製品	0	資本準備金	200
		その他利益剰余金	△300
資産合計	100	負債・純資産合計	100

- 「**欠損**」

- その他利益剰余金がマイナスになる状態
- 欠損てん補を行うためには、資本金、法定準備金を減少させて、剰余金を増加させる必要があるが、原則として株主総会の特別決議と債権者異議手続が必要（会社法**447**条-**449**条）

but 欠損てん補のために法定準備金を減少させる場合には、債権者異議手続は不要

- 資本金を100減少させ、資本準備金を200減少させることにより欠損てん補を行うと次の通り

貸借対照表（欠損てん補を行った場合）

科目	金額（万円）	科目	金額（万円）
預金	100	資本金	100
製品	0	資本準備金	0
		その他利益剰余金	0
資産合計	100	負債・純資産合計	100

(3) 資本の払戻し

- 事業が安定し、運転資本が余ってくると、資本金、法定準備金から株主に払戻しをすることがある
- 資本金、法定準備金を減少させ、剰余金を増加させることにより、分配可能額を増やすことが可能
 - but* 資本金、法定準備金を減少させるためには、株主総会の特別決議と債権者異議手続が必要